

マイナンバーシンポジウム
in 京都
【議事録】

開催日時：平成24年7月28日（土）

開場 12：30

開会 13：30

終了 16：00

会場 ハートピア京都「大会議室」

司会：皆様、大変長らくお待たせいたしました。本日はお忙しい中、そして大変暑さ厳しい中、こうして大勢の皆様にご来場いただきまして、まことにありがとうございます。

只今より「マイナンバーシンポジウム in京都」を開催いたします。

本シンポジウムは、番号制度創設推進本部の主催、京都新聞社の共催、全国地方新聞社連合会の後援によって開催いたします。

このシンポジウムでは、政府からの番号制度についてお話をするだけではなく、国民の皆様とそして政府の直接対話を通して国民の皆様のご意見を伺い、また、番号制度作りに生かしていくことを目的に開催いたします。本日は、皆様とご一緒に番号制度について理解を深めてまいりたいと思います。

なお、本日、ご覧のように、手話通訳といたしまして京都市聴覚言語障害センターの木津さん並びに高野さん、渡辺さんにご協力をいただいております。

そして、私は本日の司会進行を務めさせていただきます井上さゆ梨と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは早速、本日のシンポジウムの主催者を代表いたしまして、番号制度創設推進本部事務局長、峰崎直樹内閣官房参与から皆様にご挨拶を申し上げます。

（１）主催者挨拶

峰崎直樹：皆さん、こんにちは。ご紹介いただきました、内閣官房参与で番号制度創設推進本部の事務局長をやっております峰崎でございます。

今日は、大変暑い中を、しかも多分お休みのところをこうしてたくさんの方々にお集まりいただきましたこと、本当に感謝を申し上げたいと思います。

私たちは番号制度を推進しようということで、ちょうど政権交代を実現した年からこの

作業に着手してまいりました。過去、グリーンカード制度だとか様々な制度改革をする機会があったわけですが、なかなか今日までこの作業が進んでまいりませんでした。しかし、今から振り返りますと、あの消えた年金記録の問題、あるいは消えた老人の問題を含めて、やはり正確な番号をきちんと管理してやらなければいけない分野は増えているのではないのでしょうか。あるいは、これから社会保障を充実させる、あるいはきめ細やかな公平公正な社会を作っていくために、どうしても番号制度というのは要るのではないのでしょうか。もちろん、後で向井審議官の方からお話があると思いますが、番号導入に伴う危険性、問題には万全の注意を払いながら、我々はこれを進めていこうということで、ようやく今年の2月に番号法案を国会に提出してきたところでございます。

この法案を国会に提出したわけですが、いまだにまだ国会では審議に入っておりません。皆さん方から、法案を出して作っておいて、今さら国民の意見を聞くというのは何事だというお話がよく聞かれるわけですが、確かにそういうご指摘を受けるのはもっともなのでありますが、しかし、私たちは、皆さん方の声を聞き、そして私たちの考えていることを理解していただきながら、本当に今、これから番号法案が国会で審議された場合には、様々な角度でこれを修正するとか、野党の皆さん方の中には、ぜひこれは修正してもらいたいというような意見も出始めてきております。

そしてまた、この法案が通った暁には、省令あるいは政令に落とさなければいけない問題もたくさん抱えているわけであります。その意味で、今日は、パネリストの皆さん方、いろんな角度からのお話があると思いますが、それと同時に、今日は京都の会場の皆さん方からの声をしっかりと私たちも受けとめて、そしてこの番号制度が本当に充実したものになるように我々も最大限の努力を尽くしていきたいというふうに思っております。

いずれにせよ、この法案が国会で通らなければなかなか難しいわけでありますが、今のところ、法案が通るという前提の上で、2015年の1月から、税制やあるいは年金や社会保障、税の分野、そして3・11以降には防災という分野においてもこの番号を適用していこうと考えております。奥山仙台市長を私も訪ねていったわけでありますが、もし番号制度、マイナンバーがあれば、あの震災の混乱した状況の中で住民の皆さん方にもっと適切な対応がとれたのではないだろうか、こうおっしゃっておられたのが印象的でございます。

す。

短い時間ではございますけれども、最後まで皆さん方のご支援、そしてご参加を心からお願い申し上げて、主催者を代表しての挨拶にかえたいと思います。どうぞよろしくお願い致します。

司会：峰崎内閣官房参与でした。

続きまして、本日、ご来賓としてお越しいただいております太田昇京都府副知事よりご挨拶をいただきます。よろしくお願いいたします。

（２）来賓挨拶

太田 昇：皆さん、こんにちは。ご紹介いただきました京都府の太田でございます。お暑
い中、これだけ多くの方にお集まりいただきまして、来賓というよりも、私どもも、この
制度創設を願っておりますから、そういう関係からも、皆様方にお礼申し上げる次第でござ
います。

先ほど、峰崎内閣官房参与様のほうからお話がございましたけれども、この制度を私ど
もは必要なものだと思っておりますが、なかなか難しい点もあるようでございます。これ
まで、実現に向けてご努力をいただきました皆様に、心から敬意を表する次第でございま
す。

申し上げるまでもございませぬけれども、今、少子・高齢化が進んでおります。国勢調
査を見ても人口減のところが多くなっておりますし、65歳以上の人口でも、京都も一緒で
すけれども、今が大体4人に1人、そして20年後、2030年ぐらいには30%を超えますから
3人に1人ということで、これはいろんな施策を打って、なるべく少子・高齢化が進まな
いようにしなければなりません、この流れそのものは変わることはないと思っております。

そうした本格的な人口減少社会、超高齢化社会が到来する前に、医療、介護、年金や生

活保護などの様々な社会保障制度の見直し、そしてまた充実ということも必要でございますし、そういうものを公平で信頼性の高いものにしていくということが必要だろうと思っております。税につきましても、いろんな議論があるわけでございますけれども、税制が公平でなくてはならない、そしてまた、きちんと収入を把握して、しかるべき税はいただくというのは、もう当然でございますけれども、そういう意味においても、このマイナンバー制度は本当に必要なものだと思っております。また、行政のいろんな手続の負担を軽減していくという点からも必要なものだと思っております。

京都府は厚生労働省と協力して、ジョブパークという、ハローワークだけではなく、職について悩んでいる人の悩みを聞くことから、職業訓練、そして保険まで含めて、ワンストップで雇用関係を行うという取組を今、試行的にやっておりますけれども、全国的に先駆けて非常に人気といいますか、成果が上がっております。こういうふうに確かに国の仕事は仕事としてありますし、都道府県、市町村それぞれ固有の仕事はあっても、そこをうまく結んでいって、少なくともお客様である国民の皆様には、ワンストップでいろんなサービスが提供されるということが必要であろうと思っております。

このマイナンバー制度も、そういう意味でうまく活用して、もちろんプライバシーとか必要なものは守っていくということは必要でございますけれども、マイナンバー制度をうまく使い、そしてまた上手に活用していくことが必要であろうと思っております。この後、シンポジウム、中村先生の特別講演もございますけれども、それぞれの分野の皆様方からの御知恵を出し合ってディスカッションをしていただき、そしてまた、会場の皆様方のご意見もいただく中で、本当に有意義な本日のシンポジウムとなりますことをお祈りする次第でございます。私も時間の許す限り参加させていただこうと思います。

本日の開催を心から歓迎いたしまして、私の挨拶とさせていただきます。本日のご盛会、おめでとうございます。

司会：太田京都府副知事よりご挨拶をいただきました。この後、お話がございましたように、太田副知事は公務の時間が許します限りこちらのシンポジウムにご参加をいただくことになっています。なお、峰崎参与は引き続きシンポジウムに参加いたします。では、お

2人、ご降壇ください。

さて、ここで、本日のシンポジウムのプログラムをご紹介します。初めに、この後、15分間、政府からのご説明を行います。その後、30分間にわたりまして特別講演を行います。そして10分間休憩を挟みまして、第2部のパネルディスカッションを行います。パネルディスカッションの終了後には、ご来場の皆様と、お話にもあったように質疑応答・意見交換（「国民対話」）に入らせていただくことになります。本当に今日は大勢の皆様にご来場いただいておりますので、様々なご質問をこちらのほうに投げかけていただければと存じます。よろしくお願いいたします。なお、本日のシンポジウムの終了時刻は16時、午後4時を予定しております。どうぞ最後までよろしくお願いいたします。

それでは、ここで、番号制度創設推進に当たり、政府からのご説明を内閣官房社会保障改革担当室の向井治紀審議官よりさせていただきます。お願いします。

（3）政府説明

向井治紀：内閣官房で番号制度を担当しております向井でございます。私の方からは簡単に、番号制度につきましてご説明させていただきます。

番号制度導入の趣旨でございますが、番号制度というのは、複数の機関に存在いたします個人の情報を同じ人の情報であるということの確認を行うための基盤でございます。その結果として、国民の利便性の向上、行政の効率化、そして個人の情報を把握することにより、より適切な社会保障、税制の実施等、より適切な制度の実現ということになろうかと思えます。

番号制度の仕組みは基本的に3つございます。個人に、住民票のある全員の方に唯一無二、重複しない番号をつけていくというのが一つ。これによりまして、各分野、税なら税の分野で名寄せができるというものでございます。次に情報連携でございます。複数の機関において、それぞれ名寄せした情報を紐づけして、それぞれ有効に活用していくというものでございます。これらの情報は、どういう情報をどこがどういうふうに渡すのかというのをちゃんと法定していくということでございます。次に本人確認でございます。本人

確認というのは、一つは自分が自分であることを証明する仕組みでございます。大体今でも、預金の銀行口座を開くときに本人確認というのがございます。これをどうやってやるか。もう一つは、番号が真正であるか、その人の番号であるかということを証明する仕組みが必要となります。これらにつきましては、厳格にやることによりましてセキュリティの確保に努める必要があろうかと思えます。

私どものマイナンバー法案、先ほど参与の挨拶にございましたが、民主党政権になってからずっと検討を続けておりまして、今年の2月14日に法案を提出したところでございます。

次に、マイナンバー法案の中身でございます。目的、それから利用の基本につきましては、先ほど私が申し上げました趣旨に従って書かれてございます。

それから次に個人番号でございますが、個人番号は、住民票コードが住民票に記載されている日本の国籍を有する者、それから中長期在留者、特別永住者等の外国人、外国の方にも番号を振るというものでございます。

番号は、現在、住民票コードがございしますが、これを変換して得られるマイナンバーを指定いたしまして、市町村長が書面により通知する。番号そのものは中央システムによりまして番号を振っていくということでございます。番号そのものは、漏えい等の一定の要件に該当した場合のみに変更可能としております。

それから、番号につきましては、それぞれ様々な責務がございます。基本的に再委託は可能としておりますけれども、マイナンバーの漏えい、滅失、毀損の防止等の適切な管理の必要な措置を講じることが義務づけるところでございます。それから、同一の内容の情報が記載された書面の提出、例えば所得証明をとってきてとか、住民票を持ってきてなどということが複数の事務で重ねて求められることがないように、できるだけ適切な活用に努めるということでございます。

下の提供の要求のところでございますけれども、本人からマイナンバーの提供を受ける

場合には、番号だけではなく、個人番号カード等の提示を受ける等の本人確認を義務づけてございます。それから、この法律に規定する場合を除きまして、番号の提供を求めることは禁止しております。

具体的に何ができるのかというのは、ここに書いてありますのは、この法案というよりは、むしろ中長期的に想定されるものを含んでございます。そこに書いてあるように、よりきめ細やかな社会保障給付の実現とか、所得把握の精度の向上等が想定されるものでございます。

具体的にこの法律に書いてございます利用範囲ですが、これは社会保障分野と税分野と防災の分野でございます。社会保障分野につきましては、年金、労働、福祉・医療その他ありますが、この中で医療、介護の分野のうち、いわゆる身体情報、どういう病気だとかどういう健康状態かという情報につきましては、今回の法律からは外れてございます。従いまして、医療保険とか介護保険とかは、お金の情報、金銭情報のみとなつてございます。それから税につきましては、現在、税務当局に提出しております確定申告書、届出書、調書等に記載するというところでございます。防災分野につきましては、被災者生活再建支援金の支給に関する事務等に利用。それから、一番下に薄く書いてございます「上記の他、社会保障、地方税、防災に関する事務その他これらに類する事務であつて地方公共団体が条例で定める事務に利用」できるということでございます。これらの分野につきましては、地方の独自の給付等が多数ございます。これらについても、条例で定めれば利用できるということでございます。

メリット例がそこにずっと書いてございます。これらにつきましては、時間の関係で省略させていただきます。

次に、番号制度の安心、セキュリティの確保でございます。マイナンバーにつきましては、一方でセキュリティ、あるいは個人情報の漏えい等の問題がございます。また、最高裁の判例で、住基台帳ネットワークシステムの合憲判決がございますが、その中にもいろんな条件がつけられてございます。これらを考慮しながら、制度上の保護措置、それからシステム上の安全措置を両方の面から構築していく必要があるということでござい

す。

まず、制度上の措置でございますけれども、法律におきましては、後ほど述べますが、独立した委員会を作りまして、このマイナンバーを含む情報を適切に管理するための指針等を作ります。それから、行政機関の長、公的な機関の長は、マイナンバー付きの情報のファイル等を作る場合には、事前にプライバシー等への影響を評価することとしております。それから、この法律の規定にあるものを除きまして、基本的には、番号付きの情報につきましては、収集、保管、ファイルの作成、あるいは情報の提供を禁止しております。

それから次に、情報の提供のやりとりにつきましては、アクセスログ、誰がどこに、誰の情報をやりとりしたかというのにつきましてシステムに保存するというふうにしてございます。

さらに、任意代理人によりまして、マイナンバー付きの情報につきまして開示請求が可能となっておりますし、逆に本人同意があってもマイナンバー付きの情報の第三者への目的外の提供は原則禁止としております。

情報提供のイメージでございますけれども、これはイメージ図でございますが、情報提供ネットワークシステムと、それぞれの情報を保有している機関との間のやりとりはマイナンバーを使わずに、別の符号をもって行うというふうにしてございます。

それから、公的なポータルサイトといたしまして個々人のポータルサイトを設置いたしまして、自分の情報をどういう行政機関が持っているかを確認する機能とか、あるいは自分の情報を行政機関がやりとりした記録を確認する機能とか、あるいは行政機関への手続を一度で済ませる機能とかを持たせたいというふうに思っております。

個人番号カードでございますが、本人確認の仕組みといたしまして、本人であることと、それから番号がその人のものであることを一度に確認する仕組みといたしまして、カードを交付するというふうに考えております。個人番号カードは、現在、住基カードがございまして、これをやめまして、改良いたしまして、こちらに発展解消していくというこ

とを考えております。

それから、先ほど申しました事前評価でございますけれども、行政機関がマイナンバーを含む個人情報ファイルを保有したり変更したりする場合には事前に評価するというものでございます。

次に、いわゆる独立性を有する委員会といたしまして、公正取引委員会と同じような委員会を個人番号の情報保護のために設置するということで、これらのマイナンバーを含む個人情報の取り扱いの監視、監督、苦情の処理、あるいは調査、業務といたしましては、さらに行政機関とかマイナンバーを扱っている機関の調査、指導あるいは命令を考えてございます。

罰則につきましては、現在も行政機関個人情報保護法とか個人情報保護法に罰則がございますが、これらをおおむね倍に加重するとともに、罰則の範囲も広げてございます。

それから法人につきましても、税とかあるいは社会保険料の特別徴収で使いますので法人番号も付番いたしますが、法人番号につきましては、個人情報保護の問題がほとんどございませぬので、自由に使えるというふうにしていきたいと思っております。法人番号の主な使用場面は税務でございますので、所管は国税庁で行うこととしております。

個人番号は、確かに可能性といたしましてはいろんな可能性がある一方で限界もございます。例えば、すべての取引や所得を把握し、不正申告や不正受給を完全になくすことはやはり困難でございます。これらを留意しながら、今後どうやっていくのかというのは考えていかないといけないということでございます。

今後のスケジュールでございますけれども、現在、先ほど参与が申し上げましたように、今国会中にとることを前提で行いますけれども、2015年1月以降に番号を付番いたしまして、可能な範囲で利用していくということでございます。情報のやりとりにつきましては、1年遅れの2016年1月からというふうになってございます。

これはロードマップでございますが、基本的には先ほど述べたものでございます。これらにつきましてシンポジウムを現在進めているところでございます。

非常に駆け足でございますけれども、さらに深い内容につきましては後半の部分で明らかにしていきたいと思っております。私の説明は以上でございます。

司会：向井審議官でございました。

それでは、お待たせいたしました。続いては、慶応義塾大学大学院メディアデザイン研究科教授、中村伊知哉様によります特別講演を始めさせていただきます。中村様、よろしくお願いいたします。

（４）特別講演

中村伊知哉：よろしくどうぞお願いいたします。オリンピックの開会式を見てから新幹線に乗って東京から来ました。近いものであります。

先日、山田知事から、中村君、京都に来て、30分ぐらいマイナンバーの話をしてくれという連絡がありまして、知事からの連絡だということで、もう一も二もなく、はい、やりますと言ったんですけれども、よくよく考えてみると、僕はマイナンバーのことを全然知らなくて、困ったなと、どうしようかなと思ったんです。僕は専門がIT、情報通信でありまして、マイナンバー、共通番号というのは、その上でぐるぐる動くそういう仕組みなものですから、自分としては、ちゃんと勉強して知っておくべきことだったんですけれども、余り興味がなかったんですね。

慌てて本屋へ行きまして、いっぱい本を買ってきまして一通り全部読みました。3回ぐらいつつ読みました。それから、内閣官房のこれに関連するウェブサイトに行って、ダウンロードできる資料を全部プリントアウトして一生懸命読みました。にわか勉強であります。一応勉強してみたんですけれども、それでよく分かったことが1つだけあります。それはやっぱりよく分かんということです。今日、この場におられる皆さんの中で、マイナンバーのこと、共通番号のことをよく分かっている、よく知っているぞという方はどれ

ぐらいおられますか。申しわけないですけども、手を挙げていただけませんか。おられませんか。来たはいいけれども、実はよく分からん、あるいは全然分からんと思っておられる方、どれぐらいおられますか。やっぱり大半はそうですよね。そうですよね、そうなんです。

実はこのお時間、30分いただいたんですけども、本来はよく分かっている人が皆さんに、このマイナンバーの現状、展望、あるいは問題点をお教えする場ではないかと思うんですが、ここは私はそれをあきらめまして、何がよく分かっていないのかということを皆さんと共有させていただく場にできれば。後ほど専門家の方々とパネルディスカッションがありますので、私が今からお話しすることは、つけ焼き刃といいますか、聞きかじり、読みかじりみたいなものですから、後ほど、中村、おまえ、それは間違っているよということは指摘をそこでしていただければと思っているんですが、その前に、さて、番号です。自分と番号というのを余り考えたことがなかったんですけども、ちょっと考えてみました。

押し入れをがさがさやって、自分でも番号がついているものは何かあるかと思って引っ張り出してきたんですけども、免許証に番号がありますね。番号を誰かが管理してくれています。

パスポートです。ここに旅券番号、これは国を出たり入ったりするときに必ず僕も書きますので、今、自分でも暗記しています。

国際免許証というのがありますね。海外でレンタカーを借りるとき、この番号でやりとりをする。これは誰か公的な機関が管理してくれているんでしょうね。

保険証です。ここに何か番号があります。これも公的なものですね。

これは税金です、固定資産税のやつですね。ここに何かいろいろ番号があります。誰かが何か管理してくれているんですね。でも自分では番号を意識したことはありませんが、必ず番号というのがついてあります。

これは民間サイド、これは僕が勤めている慶応大学のナンバー、個人番号とここに書いてあります。これは昔、アメリカのマサチューセッツ工科大学というところで客員教授をしていたときの個人番号であります。いまだにこれを使っています。

もっと身近な番号、これは携帯です。ドコモさんの請求書、僕と妻と息子と息子のを自分で払っているので、ここに電話の番号がありますね。

いっぱい何かカードがあって、全部番号が違います。えらいことです。全然覚えていません。ほかにも何かいろいろありました。

病院に行ったりしたたびに、ここの登録番号などが、僕に紐付いた番号がそこら中にあるわけですね。

何か分からないカードもいろいろあります。でも番号というのは全部あります。

これは、アメリカに住んでいたころ、10年前のソーシャルセキュリティーナンバーというやつです、社会保障番号。アメリカに降り立って、アメリカに住むことになって真っ先にやったのが、これを取りに行くことです。いまだにこの番号も暗記しています。この番号をもらってから、やっと銀行の口座がこの番号で開かれて、今はちょっと違うかもしれない、ボストンはそうでした。それから不動産屋さんに行って、アパートを契約するときもこの番号は何番と、名前よりも先にこれを聞かれる。そんな感じでずっと使っていました。

という具合にいっぱいあって、全然覚えられもしませんし、管理もできないという状況ですね。人が覚えられるパスワードは3つまでとありますが、相当それを上回る情報が自分だけでもあふれている。

一方で、これだけの番号が自分の周りにある中で、公的機関が出す国民全員が持っている番号というのはなかった。それもまた不思議なことではないですかね。

その中で、今回は社会保障と税の一体改革を進める、そして国民ID制度を作るという
いろんな目的がある中の前の方、社会保障と税に焦点を当てて制度を作ろうとしているよ
うです。

社会保障と税の一体改革を進める上でのポイントは、公正公平と効率の2つの柱の課題
を解決する必要があるのだということを聞いています。公正で公平というのは、正確に所
得を把握する、脱税を防止する、トーゴーサンピンの対策。それから効率というのは、行
政の事務コストを下げるということですね。公正公平ということかというと、特に低所得者
の方に給付金を渡せるようにする。これは消費税の対策ということでもあるでしょうし、
効率のほうは行政の事務コストを下げる。様々な目的というものが混在しているというこ
とでありましょう。

さて、では、具体的な仕組みですけれども、それは先ほど向井さんからお話がありまし
たように3つのものから成り立つということです。付番、番号を国民全員に1つずつ付け
る。それから情報の連携。複数の機関で相互に使えるようにする。そして本人の確認、I
Cカードを交付する、住民基本台帳カードを改良する。この3点セットだということデ
ス。

これは、お役所言葉で、漢字を使うと分かりにくいので自分なりに書きかえると、みん
なに一つ番号を与えて、いろんなところで使えて、ICカードも渡す。これが2015年から
スタートするということです。

ここで国民に与える番号というのは、氏名、住所、性別、生年月日、この4つの情報と
関連付けたものなんですね。ただ、いろんなところで使えるといいましても、社会保障と
税に概ね限られるということですから、年金、医療保険、介護保険、福祉、労働保険。こ
ういった社会保障の分野と国、地方の税分野に限られるということだそうです。

基本情報でいうと、ちょっと関連付けていうと、僕が一番好きな落語が桂枝雀師匠の
「代書屋」というやつなんですけれども、ご存じですかね。ええ年したおっさんが代書屋

さんに来て履歴書を書いてもらう話。全然話が通じないというネタであります。性別は顔を見たら分かる、おっさんですね。名前とか住所を代書屋さんが聞くんですけども、さっぱり要領を得ないで代書屋さんが困る。中でも、その後で「生年月日を言うとかんはれ」と言われて、「生年月日」と答える、落語史上に残るシーンがありますけれども、それら4情報ですね、氏名、住所、性別、生年月日、この4情報が基本的な個人情報。

個人を特定するためには、従来の証明書では無理だということであります。年金手帳とか保険証とか免許証では無理だ。それは住所というのは引っ越せば変わりますし、名前も結婚したら変わり得ますし、あるいは最近では性別も、性同一性障害なんかの場合には、家庭裁判所の許可があれば変わり得る。

そこで、住民基本台帳で管理、把握しようと。10年前に住基カードというのが議論になって、住基ネットで騒ぎになって、余り使われてこなかったという経緯があるんですけども、それをもう一度きちんと使おうという仕組みだと聞いております。これまで税務分野で国民が全体で使うという番号はありませんでしたし、年金は年金、あるいは健康保険は健康保険、数字がばらばらだった。それを住民票のコードと1対1対応にしましょうというのが今回の仕組み。ただし、個人情報保護のために住民票コードそのままは使わないという措置がなされていると聞いております。

さてそこで、先ほども紹介がありましたけれども、今年の2月14日、バレンタインデーにマイナンバー法案と呼ばれるものが国会に提出されて、ずっと成立が危ぶまれていたんですけども、新聞情報によると、先日、民主党、自民党、公明党が基本的な合意に至って、今国会の成立が見込まれるところまで来たということが書いてありました。うまくいけば2015年の1月に運用がスタートするということですが、さてここで、第3条「利用の基本」という条項がありまして、その中では、行政運営の効率化、国民の利便性の向上、あるいは社会保障や税の分野での給付と負担の適切な関係、そして個人情報が範囲を超えて利用されないように管理の適正をします。これはいろいろ書いてあるからちょっと分かりにくいのかなという気がしております。

僕は、この中で一番大事なのは、自分にとっては、ここの国民の利便の向上ということこ

ろに注目しているんですけども、だとすると、これは先ほどお見せしたスライドですけども、社会保障と税の分野でやろうとしているんですけども、そこだけなのかなというのが自分にとっての関心事といいますか、そこがポイント。これはやろうとしてもコストがかかるわけです。正確なコストの数字は見たことがないですけども、ある人に聞くと、いや、6,000億円ぐらいかかるんじゃないかということを聞いたことがあります。それに見合う国民のメリットは何なのかということを併せて考えておく必要があるのではないのでしょうかね。

さて、何だからよく分からないなと思っているのは、いろいろと経緯を紐解くと、2つばかりトラウマがあったのかなと。1つは1985年のグリーンカード廃止というやつです。1980年にグリーンカードというものが制度化され、制度が法案として可決されました。これは少額貯蓄等利用者カード、いわゆる当時あった非課税貯蓄、マル優の仮名口座を解消するための施策だったわけですけども、結局、導入しようとしたところ、金融業界、あるいは郵便局、僕も郵政省にいましたので当時の騒動はよく覚えているんですけども、結局それで85年に廃止となってしまいました。マル優自体は2005年にはもう廃止されているんですけども、そのときに名寄せすること、あるいは国民の収入を把握することに非常に大きな抵抗があるというのも浮き彫りになったわけですね。

もう一つは住基ネットです。これも結局、2002年に稼働はしたんですけども、国や自治体のみが使える、民間では使えないようにするというにしましたし、ランダムな11桁の数字、非常に覚えにくいんですね。わざと覚えにくくしたと聞いていますけれども、だから安心ですよと、そういう仕組みで導入していたところ、昨年度末で使われているのが621万枚。使われているといいますか、実際に出回っているのが621万枚。国民の5%程度で、余り使われていないわけですね。

こうした慎重過ぎる対応というのが今回の議論にも影響しているかなと僕は思っています。やることはやりたいんですけども、国民の不安を取り除くためにがちがちに縛ってしまうと、おいしくない仕組みになるかもしれない。だけれども、やらなければいけない。それは2つの人災も影響していると思います。1つは、記憶に新しい消えた年金5,000万件というやつ。該当者不明の記録がそれぐらいあると発覚したわけですね。これもきちん

とした番号と個人情報があれば照合できたわけですが、それができなかった。あれから5年経ちました。5年経っても、今も2,240万件のデータが解明されていない。まだ半分ぐらい分かっていないんですって。パスポートって国民の3,000万人が持っているんですが、全員じゃないですね。それから免許証は16歳以上でないととれない。だから、国民全員が持っているというわけではないわけです。

そして2008年のことです。リーマン・ショックというのがありまして、だから、国民に給付金を渡しましょう。結局、1人当たり、定額の1万2,000円が給付されることになったんですけれども、全国民の所得が把握できない。だから、本当は所得制限をかけられればできたかもしれないんですけれども、できないから一斉に給付した。そのための事務経費が非常に大きな金額がかかったということなんですけれども、本当は所得が多ければ減税をして、少なければ給付というようなことができればいい。そのためには番号が必要なのではないかという、そういう議論だそうであります。

さて、このマイナンバーの役割として、政府の議論を自分なりに整理すると、3つぐらいに分けられるかなと思っております。1つはきめ細かい社会保障、2つ目は自己情報の確認、そして3つ目が負担の軽減・サービスの向上というやつです。きめ細かい社会保障の給付ということでは、総合合算制度、医療とか介護、保険などの自己負担の合計に上限を設けようというようなやり方。あるいは自分の情報を確認できるということでは、災害時の本人確認ができるようにするとか、負担を軽減するというようなことでは、年金手帳とか介護保険証が1枚になる。いろんな用途に使われるということなんです。その中でも、自分自身、僕に関わりがあるとか興味があるなと思っているのは、給付付き税額控除、それから本人確認、添付書類の削減といったところかな。

皆さんにとって関心のあるところはそれぞれ違うと思いますが、僕にとってはそうですね。まず、給付付き税額控除というと、これは消費税を上げるということに対する逆進性の対策として議論が高まっているものですね。低所得者への減税とそれから給付を同時に行う。税額の控除で控除し切れない額は社会保険料で相殺したり、実際に給付をしたりする。だから社会保障と税を一体にとらえる必要があるのでは。共通番号が要るのではないか。これが今導入を急いでいる一番のポイントではないのかなと僕は見ております。

また、本人確認ということで言いますと、国民のIDの話ですけれども、転居しても健診情報の履歴が確認できるとか、そういうことができるようになる。2011年、去年、震災がありました。そのときに見舞金を給付しようとしても、身元を確認する手段がなかったので金融機関がえらい困ったということを聞きましたけれども、そういった弱者にとってのセーフティーネットとして役に立つのかもしれない。

それから、添付書類の削減。例えば確定申告が楽になる。源泉徴収票とか領収書を添付したりするのがマイ・ポータルで閲覧できるということを聞いているんですけども、行政手続の添付書類が減るというのは、例えば、結婚、妊娠、出産の場合、平均で女性は21種類の手続が要るということを聞いたことがあります。また、引っ越しするときには、多い場合、13種類もの添付書類が必要だということも聞いたことがあります。将来、マイナンバーの利用範囲を拡大していくと、こういったものもやわらいでいくのではないかな。

僕自身、今51なんですけれども、これまでに人生で27回引っ越ししてしまっていて、ちょっと引っ越し過ぎたんですが、放浪癖があるものですから、そのたびに書類に困っているんですけども、だから、僕にとっての一番のポイントはこれということであります。

しかし、便利に見えるようでいて結構怖い面がある。今日の議論の最大のポイントもこれかもしれませんね。内閣官房が昨年3月に調査した結果によると、番号制度を導入することによって、国家によって国民が監視されるのではないかというのが国民の半分ぐらいの数字が出ていますね。あるいは偽造や成りすましによって、自分の情報が他人からのぞき見されたり、不正に利用されるのではないかという声もある。あるいは自分に関する情報が漏れ出してしまうのではないかという不安もある。この不安、怖がっている、これをどう取り除くかというのも大きな問題ですね。

僕自身はそんなに心配はしていません。例えば、今でもパスポートの番号というのは誰かが管理、国が管理してくれているんでしょう。管理をちゃんとしてくれないと国から出たり入ったりできないわけですから、ちゃんと管理してくれよと、どっちかといえばそう思いますし、消えた年金というのも、だからこそ消えちゃったんでしょう、管理して

くださいということを思っている方です。

それから個人情報の話で、最近漏れて困るというのもよく聞くんですけども、本当に漏れて困るというのがどういうことなのかということも、この際、もう一度考えてもいいのかなと僕自身は思っています。だって、以前普通に電話帳に自分の名前と住所と電話番号を載せて、冊子にして配っていましたよね。それが漏れたとして、本当に何が怖いのかなということもちょっと考えておいていいことかもしれないですね。

ただ、安心できる制度設計ということはしておかなければいけません。懸念事項としての成りすまし、あるいは国家による管理、あるいは意図しない個人情報の名寄せということに対しては政府としても非常に気を配って、目的外の個人情報を収集したり、保管したりすることを禁止する等々の措置を講ずると。これも先ほど向井さんから説明があったところであります。

ただ、繰り返しになりますが、ちょっとここでいいチャンスなので、個人情報保護のことについても考え直してみたらどうかと。個人情報保護の仕組みが導入されてから、例えば緊急連絡網が学校で作れなくなったと。以前より何だか不便になったよねという声も聞きますし、大きな事件が起きたときに、事故で搬送された人のリストを、個人情報だからということで病院が警察に教えないという事態が起こったりもしています。また、行政が民生委員に情報を渡さないから虐待家庭のフォローができないということがあったということも聞いています。これはこれでちょっと問題ではないかと。ですから、本当は便利なのに、安心するために使えないという、そういう事例、問題もまた出てきている。私はそちらのほうも同時に気になっているところであります。

さて、日本はどのようなマイナンバー、番号の仕組みを作っていくのかについて海外とちょっと比べてみると、これは僕自身の解釈なので間違っているところはあるかもしれませんが、とても大ざっぱに分けてみますと、縦軸に国のコントロール、統制の強い、弱いを書いて、番号が使える範囲が広いか狭いかということで大ざっぱに分けてみました。国の管理が強くて利用範囲が広い例が北欧、これはスウェーデンの国旗ですけども、北欧。あるいは韓国もここに入るかもしれません。それから、国の統制、コントロールは弱

いんだけれども、範囲が広いというのがアメリカのやり方。国の統制が強くて利用範囲が狭いというのがドイツだということを言われております。モデルとして。

まず、北欧のスウェーデンですけれども、スウェーデンは住民登録番号の制度というのがあって、ここはどうやら、国民の政府に対する信頼が厚い。個人情報を公開することを許容する度合いも高いと聞いております。情報登録庁という役所がスウェーデンにはあるんですけれども、そこでは氏名、住所の情報提供を行っているということが本に書いてありました。何とか市に住む年収幾らの30代ぐらいの女性のリストが欲しいというようなことを役所に申請したりすることができるんですって。つまり、氏名とか住所というのはプライバシーの情報ではなくて、公開が当然であるというような基本的な考え方があるようなんですね。随分日本の温度感とは違うような気がします。

アメリカは、先ほど言いましたように社会保障番号、ソーシャルセキュリティーナンバーというのがありまして、行政以外でも民間で幅広く利用されてきました。銀行口座を僕自身が開くときも、あるいは子供を病院に連れて行くときもいつも使っていました。そこはプライバシーというのは、民間と個人の自主判断で考えてくれというのが基本的な連邦政府の考え方。だから、連邦政府、国としての規制や監督はない。何かそれで被害、問題が起こったら裁判で解決しなさい。そういう国の形なんですね。

ただし、ちょっとここには書きませんでしたけれども、この10年で利用の制限がアメリカでも広がっていると聞いております。州政府だそうです、州政府によって広がっている。アリゾナ、カリフォルニアなどでソーシャルセキュリティーナンバーを公開禁止にしたり、あるいは身分証明書にそれを印字することを禁止したりという。つまり、ソーシャルセキュリティーナンバー、紙の時代はうまくいっていたんですけれども、これがインターネットの時代になってきた。情報が一瞬でばあっと回るようになってきた、共有されるようになってきたということで、IDの詐欺なんかの問題のほう広がってきて、もう一回考え直すというところに来ているようです。

ドイツは、納税者番号というのはあるんですけれども、ナチスの影響がいまだにあるということを聞きました。政府が個人情報を管理することへの国民の抵抗感があるというこ

とだそうです。

そこで、日本はどうするのか。全体の議論を聞いていると、どうもドイツに近い仕組みにするのかなという感じもするんですけども、本当にそれが日本にとって良いのか。2018年を目途に、ひとまず社会保障と税で船出はするけれども、もっと利用範囲を拡大するという含めた見直しというものも想定されているということでありまして、導入されたとしても時間をかけながら、引き続き国民的な議論が必要ではないかと思います。

さて、その上で、ここからはもう完全に個人の意見ですけども、バランスが重要だと思いますね。便利と怖い。これは表裏一体であります。公開と保護という関係かもしれません。マイナンバーというのは、コンピューターであり、ITのシステムであります。僕が専門としているITの世界ですけども、僕自身、例えばネットはすごくよく使います。恐らくこの会場の皆さんの平均よりもよく使うだろうと思います。ネットは便利です。でも怖い面もありますね。例えば今日、ここに来るまでも随分ネットを使ってきました。朝起きて、おかんが山科に住んでいまして、今日京都に帰るからとメールを打って、ミクシィでも、今日、京都なのでといって、小学校が修学院なんですけれども、修学院小学校の同級生に連絡をして、自分のブログとかツイッターでもそれを言ってきました。

朝起きて、新聞じゃなくてグーグルでニュースをチェックして、ああ、京都新聞もちょっと見ておかんといかなということなのでサイトを見てきて、今日のこの趣旨であるマイナンバーのページも一応チェックをしておきまして、今日ここに着てきたこの着物ですね。僕はじいさんが西陣の木工職人だったので、大体こんな服を着ているんですが、最近はネットで楽天のオークションで買うようにしていまして、男性物の着物ってめちゃ安いんです。ちょっと家をあけますので、ネットスーパーで牛乳とか卵を注文しておいて、ついでにアマゾンで本も買ってきました。乗る新幹線の時刻表をチェックして、今日泊まる宿を一休.comでとって、この後、一乗寺へ行ってラーメンを食おうと思っているんですけども、食べログでチェックして、今日はどこやったやかと、ああ、ここやというのをチェックして、携帯のお財布携帯でやってきたと。便利です。

ただ、怖い。いろいろ怖いこともあります。だって、そこでそのバランスをどうとって

いくか、どう措置していくかというバランスの問題ではないかなと思うんですね。ちょっと話外れますけれども、町なかに防犯カメラがたくさんついているじゃないですか。あれを導入することは随分議論があったんですよ。カメラをいろいろ置いたら、ずっと監視されて怖い、怖いという怖さが当時先に立っていました。ところが、この間のオウムの人捕まったときはどうでしたか。結局、防犯カメラで、まだ見つからないのかとみんなが言って、安心のために防犯カメラが非常に使われて、それで逮捕に至ったということがありましたね。一つの新しい仕組み、技術が導入されるときは、不安もあれば便利もある。さて、どこに光を当てて考えればいいのかというのがこの問題でもテーマになっているのではないかなと。

もっと便利というものを大きくすることを考えたいというのがIT屋としては基本的なポジションでありまして、マイナンバーでいうと、社会保障、税のこうしたメリットがあるとすると、怖いというデメリットもあるわけで、それをどれぐらいにつぶしていくのかということではないかなと思うんですね。僕はメリットをもっともっと大きくするという方向で考えたいなと。

そのためには、ひとまずは社会保障、税、そのための安心のための手当てというのがセットになるわけですがけれども、将来的には、学校とか病院とか銀行とかネットとかいろいろなところで使えるようにならないかなと。金融と固定資産を一括管理してもらえるような資産運用のアドバイスというサービスも出てくるのではないかと、あるいは引っ越しの申請をすると、転出と転入が一遍にできるとか、病院同士をつないで医療データをやりとりできるとか、そんなに広げると危ないよという声もあるでしょうし、いやいや、もっと便利に広げるべきだという声もあるだろうと思います。これも新聞記事で最近見たところなんですけれども、マイナンバー導入後、スマートフォンで行政手続きができるようにしようというのが民主党の中でも提案されているということで、便利な方向に進んでくれるといいんだけどかなと。

野村総研の試算によりますと、番号制度による電子行政の効果というのは3・8兆円だとすると、民間に広げていくと10兆円以上のもっと大きな効果も出てくるのではないかなということを聞いています。

これは最後ですけれども、民間利用をどこまで認めるかという範囲でいうと、自由に認めればいいではないかという意見も、極端なケースであろうかと思えますし、あるいは絶対に認めてはいかんという意見もあるだろうと思えます。その間もいろいろあるでしょう。顧客、例えば僕が同意したらそれはどこまで使っていいという仕組みにするとか、事前に政府が許可した範囲でできるようにするとかといういろんな幅があると思うんですね。具体的な制度化というのはこれからのことだと聞いておりますので、後ほど議論になるかと思えますけれども、そうした中で引き続き議論をしていけばよいのではないかとということで、私がいただいた30分の時間がちょうど参りました。問題提起はここまでとさせていただきます、この後、専門家の皆様との対話に移っていければと思います。どうもご清聴ありがとうございました。

司会：中村様、どうもありがとうございました。

それでは、ここで休憩時間に入らせていただきます。10分間の休憩をさせていただきますので、この後の再開時刻ですが、2時32分ごろから再開させていただこうと思います。また事前にアナウンスを入れさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

なお、お席をお離れになる際は、貴重品は必ずお持ちになって離れていただければと思います。では、お時間にはお戻りくださいますようお願いいたします。休憩です。

〔 休 憩 〕

司会：皆様、お待たせいたしました。それでは、只今よりパネルディスカッションを始めさせていただきます。

それでは、まずはパネリストの皆様にステージにお上がりいただきましょう。大きな拍手でお迎えください。それぞれの皆さんのプロフィールにつきましては、皆様、お手元の登壇者プロフィールをご覧くださいと存じます。それではご紹介させていただきます。先ほど特別講演をいただきました慶應義塾大学大学院メディアデザイン研究科教授、

中村伊知哉様。日本弁護士連合会情報問題対策委員会委員、結城圭一様。京都経済同友会代表幹事で親友会グループ会長、田辺親男様。近畿税理士会理事・調査研究部副部長、近江清秀様。番号制度創設推進本部事務局長、峰崎直樹内閣官房参与。内閣官房社会保障改革担当室、向井治紀審議官。そして、コーディネーターは、京都新聞社、桑原毅論説委員長です。では、桑原論説委員長、よろしくお願いします。

(5) パネルディスカッション

桑原 毅：ここからはマイクをお預かりいたします。ご紹介いただきました京都新聞社の桑原でございます。よろしくお願いします。

只今のお2人の方からお話を受けて話を進めたいと思います。このパネル討論では、今、なぜ番号制度が必要なのか、あるいは要らないのか、生活者、日々生活して税金を払っている国民の目線からこの問題を考えたいと思います。

それでは、先ほどご発言がなかった京都経済同友会の田辺様から口火を切っていただきます。

田辺親男：京都経済同友会で代表幹事をしております田辺でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

先ほど中村先生から非常に分かりやすい説明がありましたが、私は、基本的にこのマイナンバー制度の賛成の立場から意見を述べさせていただきたいと思います。同時に、私はまだ医者の資格を持っておりまして、医療者という立場からも若干の自分なりの意見を述べさせていただければ幸いかと思っております。

この番号制度につきましては、先ほど中村先生から言われましたように、非常に利便性を追求すれば、少し心配なことも増えるというトレードオフの関係が必ず根底にあるということではありますが、経済同友会は、この問題に関しまして約3年前から検討を重ねておりまして、昨年1月には、経済同友会が政府へ提言した内容のことがほとんど盛り込まれたというような形で、このマイナンバー制度が現在素案としてできております。

この中で、私はここで1枚の紙に書いておりますので、また後ほど見ていただければいいと思います。基本的な考え方につきましては、公平な課税、適切な社会保障政策、効率的な行政の実現、この3点を強調したいと思いますが、やはり一番の問題は政府に対する信用だと思うんですね。私はスウェーデンによく行っているんですが、これは社会保障制度というのを勉強しがてらと、友人のドクターがいるものですから行っているわけですが、スウェーデンのドクターは、65歳になりますと、みんな63歳ぐらいから65歳を待ち遠しく思っているんですね。それはなぜかといいますと、政府に対する信用があって、非常に高い税制であっても、税金が非常に適正に運用されてリターンが多いと。

スウェーデン人は、65歳になったらハッピーリタイアメントで、自分の生活、これからが一番の楽しい生活だということをみんなが感じ取っている。もちろんその後の入院制度、介護等、それから認知症の問題についても非常にきめ細やかな対応をしているということで、マイナンバー制度を導入することによって、まず一番は国民の利便性、国民が幸せになれるかどうかという観点をやはり考えて、落とし込んだ施策を作っていないといけないのではないかというふうに思っております。

先ほど向井審議官から医療、介護の問題も出まして、これはお金の問題だけに今は限定して運用するということで、それはそれで正しいと思うんですが、この制度全体を運用するには、やはりそれ以上に踏み込んで運用しないことには、これだけ多大のお金をかけてコストパフォーマンスが悪いものを導入するわけにはいきません。ですから、そういう意味で、国はまずコストパフォーマンスに注意することと、次のステップに行ったときに、例えば我々個人の情報の中で特に重要な服薬歴、あの人は睡眠薬をしょっちゅう飲んでいるとか、あの人はこういうお薬を飲んでいるというような情報が漏れない仕組みをどう構築していくか。さらに、野村総研もそうですし、あるいは、いろいろな経済研究所がマイナンバー制度の経済効果というのを、多いところでは10兆円、少ないところでも1兆円の経済効果があるというふうに見込んでいるわけですが、そのうち一番多く見込んでいるのが実は医療、介護の分野なんです。

ここは現在本丸に踏み込まないということになっているわけですが、いずれ点数計算等

が病院や診療所、あるいは調剤薬局に参りますと、どこかで判明するようなことが起こりはしないかと。こういう点を国民目線からもう少ししっかりとした施策、きめ細かい対応を打ち出していただくことが必要ではないかということを考えております。

それから、経済同友会では、主たる所管官庁が総務省ということですが、これは財務省、それからもちろん国税庁がその傘下にあります。それから厚生労働省、多くの官庁に渡ります。この辺について、もう少し信用できる政府、あるいは官僚の方々の運用というものをより心がけていただくという形で、我々は、医療、介護も含めて、このマイナンバー制度には基本的に賛成でございますが、段階的な導入というものをぜひ考えていただきたいというふうに考えているところでございます。以上です。

桑原 毅：お医者様の立場も踏まえながらありがとうございました。続きまして、税理士のお立場から、近江様、お願いいたします。

近江清秀：只今ご紹介いただきました近畿税理士会の近江でございます。近畿税理士会では調査研究部副部長を務めさせていただきまして、主に税制改正の意見書に取り組んでいるところでございます。お手元の資料に横向きのパワーポイントの紙があろうかと思います。ご覧ください。

まず、日本税理士会連合会といたしましては、基本的には番号制度に賛成ではございますが、決して全く批判なしに認めているというわけではございませんので、以下で論点を述べたいと思います。

まず総論部分についてですけれども、まず、平成22年8月と昨年2月に番号制度に関する意見書を出しております。その中で共通して主張していることにつきましては、まず一つ目として国民の利便に資すること、2番目に税務分野及び社会保障分野の利用から開始すること、3番目に番号は住民票コードをベースとした新たな番号とすること、4番目に番号の情報管理を厳格にすること、以上の4点でございます。これらは、2月14日に国会に提出されたマイナンバー法案にほぼ反映された規定が盛り込まれております。以下でこれらの論点について個別に申し上げます。

まず1つ目に国民の利便に資することという論点でございますが、これは国民に対して公平公正、弱者救済が必要であるということです。ただし、弱者救済も公平でなければならない。また、国民を公平に取り扱うための要素が必要であるということです。番号制度は、社会システムを公平に運用して、行政を効率化させる基礎的なインフラとなるものと認識しております。

次に申告納税制度を補完する制度にすることです。日本では、租税の基本を申告納税制度に置いております。申告納税制度というのは、納税者がみずから計算し所得等の申告を行い、税額を確定することでみずから納税する制度です。税理士は、税の専門家として、納税義務者の援助をすることにより納税義務を適正に実現し、これにより申告納税制度の適正かつ円滑な運営に資することを使命としています。したがって、申告納税制度を確立されている我が国では、番号制度の導入はあくまでもこれを補完する制度であるということが前提となり、番号制度の導入によって、税務申告、納税等の確実な遂行、社会保障給付の適切な支給等の実現が可能になるということを強く期待しております。

次に税務分野及び社会保障分野の利用とすることです。国民の利便に資するためには、金融所得の課税だけではなく、納税全般にわたる制度で、さらに社会保障や地方税も統一的に規律できる制度が望ましいというのは言うまでもありません。しかし、番号制度導入に当たってどんなに万全の準備をしたとしても、当初予想しなかったような問題が発生する可能性は否定できません。そのため、まずは現金給付の部分ですけれども、税務分野及び社会保障の分野の利用とすることで発生する問題点を検証、解決しながら、時間をかけて制度を熟成させる必要があると考えております。

次に目的外使用はしないこと。最もイメージしやすい番号の利用の方法としては、給与所得者が自身の番号を会社に提示し、その会社が源泉徴収票、給与支払報告書に従業員の番号を記入して税務署等に提出するというものだと思います。

3番目に番号には新たな番号を利用すること。基礎年金番号、住民票コードをそのまま利用するということは困難であって、住民票コードをベースとした新たな番号とする以外

に選択肢はないと考えております。また、マイナンバー法案では、住民票コードを変換して得られるマイナンバーを定めるとなっているため、現状で住民票コードを有しない者、住民登録されていない者には付番されないということになると思われます。この点については何かと対策が必要であると考えております。

4 番目に情報管理について万全の措置を図ること。これは番号制度導入に当たっては当然のことであると考えております。

5 番目に付番対象を追加すること。番号制度を導入するに当たって、付番対象者から漏れることにより納税を不当に免れる可能性を高め、納税者が課税について著しく不公平感を抱く懸念があります。したがって、極力すべての納税者に付番することで課税の公平性を確保することが重要であると考えております。

6 番目に税務手続の効率化を図ること。国税、地方税には共通、または類似した手続が多いことから、番号制度導入に当たって、これらの手続の重複を排除することが必要です。ほかにも例えば金融資産は分離課税、固定資産は市町村ごとに課税されており、資産の把握が難しいのが現状です。税務関連資料についても、法定調書等、大量の資料の名寄せ作業が行政の非効率化を招いておりますが、番号制度を導入することにより、税務手続の煩雑さを飛躍的に解消できるものと考えております。

一つ飛ばしまして、中小企業の事務負担を配慮することというところです。番号の取り扱い事業者となります中小企業に過度な負担を強いることは避けるべきであると考えております。非常に難しい課題だと思いますが、利便性とセキュリティーのバランスをとることが求められると思います。

最後になりますが、我々税理士は、電子政府構想の一役を担っている電子申告に積極的に取り組んでおります。税務の分野においては、電子申告を活用することで番号制度の利便性はさらに向上するものと思われます。

最後、まとめとなりますが、番号制度の導入によって社会的費用の正確な捕捉が可能と

なって、無駄な歳出を削減することができると考えます。本当の弱者救済のために必要な情報の迅速な伝達と行政執行ができます。何よりも正直者は損をしない世の中の形成になります。以上のことから、日本税理士会連合会としましては、先ほども述べましたが、まず税務分野及び社会保障の一部の分野、いわゆる現金給付のみに利用することでスモールスタートをしていただき、問題点を検証、解決しながら時間をかけてこの制度を熟成する必要があるのであろうと考えております。以上でございます。

桑原 毅：税のプロの立場からありがとうございました。引き続きまして、弁護士の立場から、結城様、お願いいたします。

結城圭一：ご紹介にあずかりました弁護士の結城です。日弁連の情報問題対策委員会というところから推薦を受けてここにも立たせていただいているわけですが、私のこれからお話しすることは、おおむね日弁連の委員会の見解にも近いですが、一部私が自由に話している部分もあります。

日弁連の見解につきましては、本日、資料として「社会保障・税にかかわる共通番号制度の問題点 Q&A」というお猿さんの書いてあるパンフレットに書いてありますので、お時間のあるときにでも目を通していただければ幸いです。

私としては、マイナンバーは必要かという、疑問を持ってというか、はっきり不要という立場からお話しさせていただきます。

マイナンバーとは何かと、社会保障・税に関する共通番号というところからスタートしてきましたけれども、一般的なマイナンバーという愛称がつけられるようになりました。何のために入れるのかといいますと、社会保障とか税に関して効率を上げるとか、公平や公正さを保つということで、番号をつけたら管理が楽になって、何か便利そうやなと思って、市民の皆さんも番号はいいのではないかとおっしゃる方がいらっしゃいます。では、本当に要るのか、導入することについてデメリットはほんまにないのかというあたりをお話しさせていただきます。

マイナンバーに潜む危険、プライバシー、プライバシーという問題がありますけれども、先ほど特別講演の中で、中村先生もアメリカの社会保障番号のお話の中でもありましたけれども、紙ベースでいろいろ情報が管理されていた時代というのは、多少情報が漏れたところで一元管理が結構面倒だということで、漏れたりしたときの影響が少なかつたりしていますけれども、今、コンピューター化が進んでいまして、ある個人の情報についてもかなりの量をまとめて管理することができるようになっている。国内でも、最近の問題ですけれども、グーグルのストリートビュー、写真をいろいろ撮って、インターネットで確認できる。どんな感じの家に住んでいるのかとか、あと洗濯物を見たりとかして、家族構成を見たりとか、バレバレではないかということで、日本でも裁判になっていたりします。

あとPASMO、これは東京の方で、関西でいうところのICOCAだとかPiTaPaだとか、ああいうたぐいのICの交通のカードなんですけれども、パスモの乗車履歴を職員の人が盗み見てストーカー活動をしていたりとか、そういう問題もありました。

あと、最近でも、スマートフォンというのが流行ってきていまして、カレログという、スマートフォンを持っているのがどこにおるのか第三者がチェックできるようなアプリなりサービスなりというのがあって、これは問題ではないかということで騒ぎになったこともあります。

Applogというのは、これはスマートフォンのアプリ、何を使っているのかどうなのかという話についていろいろ送信する。最近、ここ一、二カ月のところ、私が個人的にいろいろチェックしていたところなんですけれども、カルチュア・コンビニエンス・クラブというツタヤさん、Tポイントカードはいろんなお店で使えてポイントがたまるとのことなんです。武雄市という佐賀県の図書館が、図書館の指定管理者をツタヤさんにすると。そのときにTポイントカードを図書館の利用カードにするということになって、図書館を利用したときにそれをポイントするというので、図書館の何の本を借りたのかということについての情報が民間のツタヤさんのほうに行ってしまうのではないかと、どうなのかというところでいろいろ問題が起きています。

いろいろ紆余曲折があって、利用者情報については出すんだ、出さないんだということについてはかなり動いている部分はありますけれども、ただ、ツタヤさん、そういう問題が起きている中で、別のドラッグストア、薬局で、誰が何の商品を買ったのかということについてのポイントカードを付けるということがあって、購入履歴等についてもドラッグストアの方からツタヤさん、CCCさんのTポイントカードに送られていると。これはこれで問題じゃないかと、健康状態が分かったりするということで、では、地盤がどういう感じで、Tポイントカードの利用履歴、管理がされているのかなと。情報を開示しようとしても、いろんなところにデータ化、散らばっているので、なかなか開示できませんというような回答が返ってきたりとか、民間で管理されているところに図書館の方がカード、要するに図書館の指定管理をするというのはどうかということについて比較的安易に考えている部分があると。地方自治体のレベルでプライバシーに関して余り意識が高くないところもあるのではないかと。

今回、マイナンバーの制度ですけれども、やっぱり現場になるのは、その辺の地方自治体の役所、住民票コードベースで番号が付けられたりとか、実際に皆さんが手続きをしたりするのも役所だったりすると思いますけれども、地方自治体がこのマイナンバー制度の運用の最前線に立つということになると思います。先ほども政府に対する信頼が大事ではないかということなんですけれども、では、現状でそのように信用できるような社会的なコンセンサスがあるのかないのかということについては、私は、残念ながら否定的に考えざるを得ないと言わざるを得ません。

マイナンバーを鍵にした情報を名寄せする。もともと名寄せをすることを前提にしているシステムです。住基ネット判決というものがあまして、それを踏まえた上でこの制度を考えているということをお話しされていましたが、住基ネットの方はデータマッチングしない、名寄せをしない、そういう番号だからいいんだという判決でしたけれども、そもそもデータマッチングをすることが前提になっているマイナンバーというのは、住基ネット判決に真っ向から反対しているというか、真っ向から反しているのではないかというのは、やっぱり私としては言わざるを得ません。

あと利用目的ですけれども、税とか社会保障とかと言っていますけれども、いろんなと

ころでお話を聞くと、マイナンバーという抽象的な一般的に広く使えるような名前にしたというところがどんどん拡大を想定しているのだろうと。あと、行政だけということと、もともと税と社会保障だけだったのが、東日本大震災をきっかけに災害というのもつけ加えられていったと。そうすると、何か出来事、事件が起きたりすると、どんどんマイナンバーの使用範囲というのがつけ加えられていってしまうのではないかなというところがあります。

あと民間利用、民間でも利用したいというようなお話が幾つか出てきていますけれども、結局、民間で利用するというのは、番号そのものというよりは、番号に紐付けられた情報を活用したいという話になります。そうすると、行政が幾ら頑張っても、民間の方で情報が蓄積されていったりすると、個人の知らないところで知らない人物像が作られたりとか、あと、プライバシーの面でいろいろ問題が起きたりとかするのではないかなというところもあります。

あと、ＩＣカードを配られることになっていきますけれども、身分証明書として使えるということは、マイナンバーが券面に書かれています。見えるということは、例えばどこかでレンタルビデオの会員になるときに見せたりとか、あと、要するに身分証明で使うときに、見るだけだったらあれですけども、番号をメモしてということは、多分恐らく行われると思います。罰則で禁止したとしても、恐らく事実上そういう形で民間での情報蓄積というのは行われていくだろうと思います。そうすると、ひょっとしたら、例えば法で民間利用を許していないとしても、事実上マイナンバーというものが民間の中でも民間独自のデータベースが作られていくということで、その恐れがあります。

あと、政府がいろいろ弊害是正措置というものを述べていきますけれども、でも、民間利用を想定しているとか、第三者機関を作るんだと言っていますけれども、では、どんな第三者機関を作るのかということも分かりません。第三者機関というのは、番号制度がなくても、今の状態の個人情報保護法制度を運用していくためには、そういう意味での第三者機関というのが必要だと思います。私個人的な意見としては、マイナンバーを導入しなくても、一般的に個人情報保護のための第三者機関を作ってみて、その運用実績を見て踏まえた上で、国民が、では、こういう第三者機関だったら任せられるとか、そういうのを

踏まえた上であればいいんですけれども、海のものとも山のものとも分らないそういう機関を作るからいいんだということで弊害が是正できると言われても、では、本当に信用してもいいのかなという部分はあります。

あとは、罰則とか情報提供記録、マイ・ポータルの話が出ていましたけれども、マイ・ポータルについては、マイナンバー法上は特に書いてはいません。あと、マイ・ポータルから、どこの誰が自分の情報を見たのか、どういうふうに使われたのかということは確認できるということにはなっておりますけれども、マイ・ポータルで確認できるのは、情報連携のネットワークを通じた情報のやりとりの記録でしかありません。ですが、情報ネットワークを通さない形の情報のやりとりでの例外が複数ありまして、すべての情報のやりとりをマイ・ポータルで確認することはできません。

あと、マイ・ポータルの開始がマイナンバーの同時だったらまだいいんですけれども、まずマイナンバーを導入してから1年後ぐらいにマイ・ポータルを始めましょうかというようなスケジュールになっています。そうすると、国民の利便とか国民の権利利益保護ということからすると、国民が自分の情報がどういうふうに使われているのか確認するマイ・ポータルをまずできるようになって、少なくとも同時開始すべきなのに、それがされていないということは、国民の利益保護ということについては、この法制度を進めている側としては配慮していないのではないかという部分があります。

あとはマイナンバーのメリットと言われている部分については、政府からいろいろありますけれども、番号制でできることと言われますけれども、社会保障個人会計制度を導入するとかしないとかとあります。給付付き税額控除という話も出ていますけれども、これは時の政府次第で、やることになったり、やらないことになったり、あとは社会保障個人会計制度についても、その時々民意に従ってやったりやらなかったりということで、かなりもやもやした状態ではあります。

あと、所得把握の精度の向上という部分についてですけれども、これは現時点でも自治体レベルの現場レベルではかなりの部分で所得の把握はできています。現場の役所の職員の方に聞いて、どうもそうみたいです。では、現状よりもどこまで上がるのか。これ

は膨大なコストをかけてまでやる意味があるのか。そういうことについては具体的な数字の検証とかもされてはいません。

あとは、余り時間がないですけれども、マイナンバーで問題になっているのは、住民票のない市民についてどうするのかというものがあります。マイナンバーは住民票ベースで付けられるということですが、住民票がない人はどうするのと。政府としては、住民票がない人も同じような行政サービスを受けられるようにします、手当てをしますということであれば、そもそもマイナンバーを入れなくてもできるのではないですかと。

あと導入コスト。当初は6,000億円かかるとかかからないとかと言われていたんですけれども、改めて試算したら350億円になりました。でもよく聞くと、それは中央の情報連携システムの部分だけで、それぞれの機関のマイナンバーに対応したシステムの導入とか各自治体の導入コストというものは含まれていないようです。まると考えると、じゃ、当初言っていた6,000億円の導入コストと大して変わらないレベルでのコストがかかるのではないかと。これは導入コストだけで、その後、毎年毎年運用していくに当たってただでできるわけではありませんから、これまた相当な何億円、何十億円、何百億円みたいなコストがかかるのではないかと思います。

では、実際にこれだけのコストをかける意味があるのかなのかということについて、経済効果がどうかいろいろありますけれども、では、例えばマイナンバーを入れることによって税収が何ほほど増えます、今よりも何%増えますとか、あと、社会保障にかかっているコストはこれだけ下げることができますというそういうお金の面、プラスとマイナスについて、概算でも出てきている説明というのは、今のところ私は見聞きしたことはありません。

あとは電子政府の実現については、共通番号が必ずしも要るわけではないと。先ほど中村先生もお話しされていましたが、いろんな国の制度を比較されていました。ドイツは基本的に納税者番号で、一昨年かそれぐらいまでは、納税者番号をいろいろやってみようではないかという計画があったんですけれども、それも頓挫した。ドイツの隣のオーストリアの方は、共通番号に近いものは持っているんですけれども、日本が言っている

マイナンバーとは違って、これはカードには書いてないです。あと、番号自体も政府は持っていません。番号が入っているのは国民一人が持っているカードの中だけで、リーダーに差し込んだときだけ活用する。それぞれの行政機関というものは、カードから書かれている番号を暗号変換して、でき上がったそれぞれの行政機関用の処理番号でやっている。それで何とかできている。

日本がいろいろ情報連携ネットワークというのを書いているのを見ますと、恐らくオーストリア形式みたいなものを想定しているみたいですが、ただ、これは政府の、要するに先ほど向井審議官とかが話をされていた資料によっても、情報連携ネットワークの中に個人の情報プラス、マイナンバーの情報もそれぞれの機関に保管される。全部マイナンバーを軸にフラットに管理していく、はっきり言うと、先ほどお話しされたスウェーデンとかアメリカ的な、全部平たくフラットに管理するフラット型の番号モデルというものではないかなということになっています。そうすると、広く流出とか管理の危険性が高まるのではないかなということになります。

最後ですけれども、確かに行政事務処理において、それぞれの市民に番号をつけて管理すること自体、今までいろんな機関で行われていますが、そのこと自体は反対するものではないです。保険とか免許とかそれぞればらばらに番号が付いて管理されるということ自体は別に反対しませんけれども、マイナンバーをまるっと、行政だけではなくて民間でも使いたいと言っているところがあったりとか、政府も段階的に開放してもいいのではないかなと言っている部分がありますけれども、そうすると、メリットよりはデメリットの方が大きいのではないかなと思います。

「進めていきたいです」と、賛成されている方の意見はいろいろ聞くんですけれども、正直なところ、それぞれ推進していきたいという方の想定しているマイナンバーの制度のあり方というのがばらばらです。税と社会保障に限ってならいいですよという方から、いや、広く民間にも認めるべきだとか、それぞれが自分にとってというか、自分がこうだったらいいなという番号制度を言っているわけですが、では、実際にそれに即した今法案が出されているのかというと、そうではないと。とりあえず番号を入れてしまって、その運用の仕方はこれから考えましょうというようなことになっていて、安易な形で導入

してしまうのはいかなものかということで、私は反対ということになっております。以上です。

桑原 毅：ありがとうございました。

3人の方からは、これは主に政治へのメッセージだと思うんですけども、65歳が待ち遠しい国というご指摘もありました。一方では、小さく生んで大きくこの制度を広げていくという指摘。メリットよりデメリットが大きいと、ひとり歩きして、時には暴走するのではないかというご指摘もありました。

3人の方、そして最初の中村先生のお話も含めて、政府側からここで一言お願いできますか。

峰崎直樹：最初に私の方からで、あとは向井審議官にかわりますが、ご指摘のように、政府に対する信頼というのがやっぱり一番ベースにある重要なことではないかなと、ご指摘を受けた点では私は率直にそう思います。そういう意味では、私も冒頭申し上げたように、過去、消えた年金記録の問題、あるいは消えた老人問題、こういったことが起きてくるというのは、一体我々の年金はどうなっているんだという不安感。そこは、ある意味では国民の皆さん方も、民主党が5,000万件の消えた年金記録を追及しているときに非常に喝采、拍手を送っていただいたと思います。

そういうものは二度と起こしてはいけないということで、こういう形での番号制度をきちんと入れて、そしてそれを機能させていくということは、私は非常に重要な点ではないかなと思っています。また、近江さんの方からありました、特にスモールスタートといいますか、我々はやっぱり税、社会保障からスタートしていくことにしています。今、一体改革の法案の論議をしておりますけれども、国民の生活にとって一番重要な社会保障、それから歳入としての税收、あるいは保険料、こういったところはきちんと把握をされるというところからスタートして、そして国民の皆さん方にその利便性を感じてもらいながら徐々にこれを広げていく。こういうふうに段階的に進めていく必要があるのかなというふうに思っこの制度設計をしたわけです。

特にマイナンバーという言葉に対して、これは広げるためにそういうふうになっているんだろうというご指摘がありましたが、そうではなくて、この番号というものを国民の皆さん方に、ある意味では非常に利活用してもらいたい、そのときにどういう名称がいいですかということで、去年の今ぐらいに最終的に決めたんですが、これもパブリックコメントにかけまして名称を募集して、そして多かった名称の中から、さらに番号の名称を決定するための選定委員会を作って若い方々、女性の方にも入っていただいて検討していただき、マイナンバーに決定したわけであります。それはあくまでも国民の皆さんの利活用ということを中心にして、愛称という形で使っているわけでございますので、その点は、初めから広く大きくするためにという形で先ほど指摘を受けておりますけれども、この点は私どもはそういうふうには考えてはいないということで、理解をしていただければな、というふうに思います。

あと、社会保険の個人会計の問題とか税の問題に関しても、我々もできる限り公平な税制にしていかなければいけない、不公平税制を直さなければいけない。こういう観点で最大限の努力をしていくということで、今よりは制度を向上させることができるというのがこの一つの大きなキーになっておりますし、また、先ほど実は田辺さんの方からもありましたように、これを入れることによってどのくらいコストが下がるのだろうかというときに、定量的なコスト分析というのはこれもきちんと国会の審議の中に出していかなければいけません、もう一つは定性的な、この番号制度が入ることに伴ってどのように我々の社会が変わっていくのだろうか。こういったこともきちんと、現状の日本の社会の中で、インフラストラクチャーといいますか、社会保障や税制度や公平な社会を作っていくために、こういう番号制度というものが誰が必要になってきているという、そういうことを国民の皆さんに理解していただく必要があるのかなというふうに思っております。

とりあえず私の方から申し上げて、あとは向井審議官の方から。

向井治紀：まず最初に医療情報の話がございました。医療情報、特に身体情報につきましては、現在、厚生労働省で検討中でありまして、次期通常国会に法案を出すという方向で検討しているというふうに聞いております。その中身につきましては、マイナンバーを

使わない、別の番号を使ってやっていくという方向になりそうだというふうに聞いています。それがまず一つ。

それからあと、民間利用については、民間利用すべきという人と民間利用すべきでないというのに分かれておりますけれども、民間利用という言葉に、では、具体的に何をするのかというのが非常に重要でして、例えば現在の法律でも、税の分野で使うということは、源泉徴収する場合には番号をつけますので、会社の人事部が従業員の番号を知り得ることになるというのはそのとおりでありますし、また証券とか保険の分野では支払調書を出しますので、証券とか保険の分野においては、保険会社なり、証券会社が自分たちの顧客の番号を知って、それで、その番号をつけて税務署に調書を出すということになります。そういう意味で、民間が知り得るそういうものにはあります。

一方で、現在の法律では、税の分野以外の基本的な民間利用というのはございませんので、これを拡大する場合には法律の改正が必要となります。改めて法律の改正が必要となる。そういう意味では、どういう分野に利用するか、それからどういう分野の情報をやりとりするかというのは全部法律に書いてございます。

それから、情報連携の話がございました。マイ・ポータル開設は1年遅れでございますが、情報の連携を行うのも1年遅れでございますので、そういう意味では、情報の連携を行うタイミングと、アクセスログをマイ・ポータルで見られるタイミングというのは一致しているということでございます。

それから、情報連携のモデルについて、番号を前提にしているのではないかというふうなお話がございましたけれども、私ども政府の情報連携の絵を見ていただきますと、番号とそれからいわゆる情報連携の符号、番号を使っている分野では当然両方ファイルに持っておりますけれども、そうでない番号を持っていない分野も情報連携することも前提となっております。したがって、情報連携の範囲とマイナンバーそのものを使う範囲というのは決して一致しない。逆に言うと、情報連携する分野のほうが広がる。例えば、先ほど申しましたような医療情報などについては、別の番号でいたしますと、医療情報の分野とそれからそれ以外のところを情報連携することも十分考えられるであろうということ

でございます。

それから、コストの話がございました。中央システムで現在考えられているものはおよそ500億円と見込まれております。それ以外に地方のシステムとか政府でない部分の公的な分野のシステム改修費なんかもございます。これらにつきましては多分これから概算要求がなされ、今後の予算編成過程で決定されるものとは思いますが、概ね大体何千億円のオーダーではございますが、例えば2,000億円とか3,000億円とかその程度のオーダーになるのではないかと想定されております。以上でございます。

桑原 毅：ありがとうございました。

それでは、会場とのやりとりの前に、先ほど特別講義で分からん、分からんとおっしゃっていた中村先生、このあたりで上のパネルの議論をひとつ締めさせていただきますか。

中村伊知哉：まだよく分からないままなんですけれども、IT屋の目で、ちょっと違う角度からこの話を聞いていたんですね。この10年、15年の間で、パソコンとかインターネット、携帯が爆発的に普及しました。どうなったかという、この10年ほどで日本国内で発信される情報の量が30倍ぐらいに増えているんですよ。爆発的に情報の量が増えています。その情報をどのように流通させて、どのように共有することができるようにするのかというのがITの分野からの務めでありまして、それは何のためかという、使う人たちの利便性の向上、それから経済の成長のためです。

一方で、それはそれで怖いよねというのも当然あるわけです。ただ、世界各国を比較すると、この怖いよねの声が日本は殊さら強いような気が私はしています。それはどこに不安があるのか、ちょっとぼんやりした不安がまだまだあるなど。実はIT、情報通信のインフラの整備では日本は世界のトップクラスです。ところが、それを使うという面では非常に遅れていまして、特にパブリックな分野、電子政府とか教育とか医療という分野が他国に比べて遅れているという、こういう実態もあります。例えば、マイナンバーにも関係しますけれども、電子政府、電子行政ということでは、電子行政の進み方、行政にこれを使うという面では、OECD諸国で日本は18位ぐらいなんです。韓国は1位で

す。それでいいのかという問いがIT屋としてはあります。

もう一つ、私の本業は教育の情報化なんです。すべての子供たちがコンピューターやインターネットで勉強できるようにしたいという運動をずっとやっているんですけども、それを進めようとする、いや、子供がパソコンで勉強すると勉強が画一的になるのではないとか、子供がネットを使うのは危ないのではないかという声が日本では非常に起こります。韓国やシンガポールは、もう来年、再来年ぐらいに、すべての子供たちがパソコンやネットで学校で勉強できるようにするという早さなんです、日本はまだ、小学校でいうと7人に1台ぐらいしかパソコンがありません。それぐらいの差が開いています。それでいいのかというのをいつも思っています。

そういった新しい仕組みで、新しいところに新しい技術で進めていくのがいいのか悪いのか。教育の情報化でいうと、その議論をしているのは実は日本だけでして、ヨーロッパもアメリカもアジアも、いつまでにどうということをするのだということで前に進んでいます。このマイナンバーの議論もこれまで余り議論になっていなかったもので、ちゃんと議論をすべきだとは思っていますけれども、多角的な観点から、将来の日本がどっちの方向に行くんだということをきちんとみんなの共有化を図っていくということが非常に大事になっているような気がします。ひとまず私の感想です。

(6) 参加者との質疑応答・意見交換（「国民対話」）

桑原 毅：ありがとうございました。それでは、ここからは、プログラムも国民対話ということで本日の目玉といいますか、シンポジウムの狙いでもあるんですけども、会場に来られている皆さんから、質問とかご意見を頂戴いたしたいと思います。ご発言の前には、できればお名前と所属先をおっしゃっていただいて発言をお願いしたいと思います。適宜パネリストの方にもお答えいただいたりしながら議論を進めていきたいと思っています。

どなたか口火を切っていただけませんかでしょうか。ご質問、ご意見のあられる方はおられません。挙手していただけたら。では、一番後ろの列の。

質問者①：すみません、私は●●と申します。所属が地方公務員でございます。

2点ほど確認させていただきたいというか、分からなかったのでお聞きしたいんですけれども、今現状で住基カードというのがあると思うんです。そのすみ分けといいますか、個人番号カードが出てきたときに、住基カードが使えるのか、使えるとしたらいつぐらいまで使えるのか、それとも、個人番号カードに一元化されて住基カードが使えなくなるのかという点と、あと、住基カードで今やっておりますe-Taxが個人番号カードでは使えるのかという点をちょっと聞きたいんです。

あともう1点、個人番号カードは、住民票があられる方皆さんに交付されると思うんですけれども、でも、それは必ずしも全員に行き渡るものではないと思っておるんです。そういう方に対して、発報されたはずだけれども、自分の番号がわからない、個人番号カードもないという方に対する手だてであったり、措置というのはどのようにお考えなのかということをお聞きしたいと思います。

桑原 毅：ありがとうございます。住基カードが使えるのかということとe-Taxとの関係なんですけれども、向井さん、よろしくお願いします。

向井治紀：まず、マイナンバーが施行されますと、個人番号カードに移行するということでございますが、住基カードにつきましては、住基カードの有効期間内は使えるということでございます。ただ、住基カードには番号が付されておきませんので、マイナンバーの確認には使えないということになるかと思います。

それから、新しく発行される個人番号カードにつきましては、公的認証機能もつけますので、当然e-Taxにも使えるという格好になるかと思います。

それから、個人番号カードにつきましては写真つきでございますので、基本的には写真を撮りに来ていただかないといけない、あるいは一度は役所に行ってくださいが必要が出てくるものだろうと思っております。そういう意味で、まず最初の番号を通知する際に何らかの紙カード的なもので通知いたしまして、それと、例えば通常身分証明に使っておられる免許証とかパスポート、その組み合わせで番号と本人確認ができるようにしたいと考え

ております。それによって番号の施行当初の混乱は避けたいと。ただ、個人番号カードにつきましては、できるだけ多くの方に持っていただけるように、それはやっぱり努力をしていく必要はあろうと思いますので、例えば番号を通知する際に申込書を一緒に同封するとか、いろんな手段は講じていきたいと思っております。

桑原 毅：他にご意見、ご質問はございませんか。

質問者②：宇治市民の●●と申します。私は6月まではIT業界にいたんですけども、今は無職に近いような状況です。

どちらかという、私ははっきり言いまして賛成の立場でございます。なぜかといいますと、やはり今までというのは文明開化、進歩してきた中では、自動車もしかり、パソコンもしかり、その利便性が非常に大きかったから、今日の社会が成長してきたんだろーと思ひます。当然新しく取り組むイノベーションについては常に陰の部分がつきまとうわけですけれども、いかに光の部分大きくしていくか。それが国民、やっぱり住民、人間の成長の糧となるのではないかなという意味で賛成の立場をとっております。

その中で、今日ご説明をいただいて、いろいろ資料も読ませてもらったんですけども、社会保障に関する情報で、マイ・ポータルによってすべてが入手できるということなんですけれども、このマイ・ポータルですが、弱者はなかなかそれを見られないと思うんですね。この辺をどうされるかということなんです。我々、普通、国民ですから納税の義務があります。税金に対しては全部通知して、一方的に納税の義務を課せられるわけですけれども、社会保障については、あくまでも今までは申請制度になっているんですね。これをやっぱり改めていただいて、ここまで共通番号をやっていただくなら、お知らせ型、社会保障も通知して、弱者にもすべて満遍なく行き渡るように、我々国民がその辺の給付を受ける権利があるのではないかなと思うんですけども、その辺をお伺いしたいんです。

桑原 毅：マイ・ポータルがちょっと不親切ではないかということなんです。

峰崎直樹：仰られるように、マイ・ポータルで例えば年配の方で使えないとか、自分ではなかなか直接見られない場合には、例えば役所に行ってそこで設置して、そばで代理人と一緒にについて見るとか、そういうやり方も実は可能になるようにしておりますので、なるべく全員がそういう権利を受けられるようにしようとしております。ご意見の中で後者の方が一番重要だと思うんですね。つまり、申請主義だと、どうしても、この人は本来、もう年金については低所得だから、いわゆる保険料は免除されるはずだよと。ところが、申請主義であるためになかなか本人もそれを知らないで、減免されることを知らないで実はそのままにして無年金になってしまう。こういう事態を防ぐためには、やはり何らかの形でこちらからメッセージが送れるようにしなければいけない。

その場合も、機械的に全員に、あなたはこういう所得だからこれを受けられますよということを最初からやるのではなくて、20歳なら20歳になって、年金、保険料を納めなければいけないと。これは大体年齢が来ますので。そのときに、例えば、あなたは、もし将来自分の所得がこれ以下になったとき、こちら側からこういう権利を受けられますよということについての情報を出すことについて、ある意味では了解をいただけますかと確認をする。その了解をもらったら、今度はその人に必要な情報を送っていく。こういうふうにしていかないと、何だかいつの間にか自分の情報がぼんと来て、年金については所得が低いからゼロでいいですよとか、そういうのがいきなりぼんと来るとまずいですから、そういったことについての了解をまずもらっておいて、そして、その了解をもらった方にはその情報が行くという形に恐らく最終的にはして、それがあある意味ではきめ細かな社会保障、あるいはアウトリーチ型のそういう方向へと転換していくということになっていくのではないだろうかというふうに私たちは考えています。

向井治紀：若干補足いたしますと、マイ・ポータルにつきましては、通常の行政機関個人情報保護法ですと法定代理人しか請求できないんですが、番号つき情報につきましては任意代理人も見られることになります。従いまして、例えば高齢者の方などで信頼できる福祉の関係の方とかを代理人に指定して、それを見ていただくということは可能になるようにしております。

桑原 毅：この他どんな観点でも。では、中央の上の方、お願いします。

質問者③：●●といいます。所属は国民です。

お聞きしたいことは、一つ、冒頭に向井さんのほうから出ていた、できるだけ全員に番号を付けるという表現をされたと思うんですけども、ということは、付けられない、付かない人がいるというふうに受け取るんですが、具体的に番号が付けられないという人はどういう人なのか。私の想像としては、住民登録が何らかの形で抹消されてしまっている方か、もしくは不法滞在の扱いになってしまっている外国人だと思うんですね。外国人登録にあったけれども、今回スタートしたら住民登録から外れた方ですね。そういう人たちを想定されていると思うんですけども、それを改めて政府としての考え方を明らかにしてほしい。

それからもう1点は、医療分野では別の番号を使うようだという話ですけども、それはいわゆる情報連携基盤、国民IDとの関係で番号を付け替えて使うということですね、安全性ということ、それはよく分かるんですね。一方で、見える番号である今回の番号を使う分野もあるわけです。ということは、前者はいわゆるオーストリアモデル、オーストリアで使われているセクトラルモデルだと思うんです。後者の方はスウェーデン、それからアメリカで使われているようなフラットモデルだと思うんです。なぜこれを日本の場合には併用するのかということです。経費がかかっている難しい問題があるかもしれませんが、よりましなのはオーストリアモデルだと思うんですけども、なぜわざわざどちらか、どちらかというか前者にせずに、両方を使うというような形をされるのか。なぜ見える番号をわざわざ使おうとされるのかというところを、政府の見解をできるだけ聞かせていただきたいなと思います。以上、2点です。

桑原 毅：2つの点がありました。

向井治紀：まず、日本国民で番号の付かない方というのは、制度発足当時日本におられない方。これは住民票はございませんので、その当初、日本に戻ってこられるまでは番号が付きません。これが日本国民で番号の付かない方。あと、何らかの事情で住民票がない方については番号が付きません。基本的には住民票をベースに考えておりますので、外国人

登録も同様でございます。今回、外国人登録は制度が改まりましたが、それで住民登録をされた外国人の方は番号が付きます。基本的には今の住民票をベースに番号を付けるという発想です。

それから、セクトラルモデルかフラットモデルかというのは、いろいろあろうかと思いますが、今回私どもの出している法律は、マイナンバーの使用範囲と情報連携の範囲が一致しております。それは、現在出しております法律が、社会保障、税の分野のうち基本的にはお金の部分、現金給付でなくても、現物給付にしても金のやりとりを対象としているということで、そこでスモールスタートということになっておりますが、この先、じゃ、どういうふうに発展していくのかというぐあいに、マイナンバーを広げるフラットモデルをやっていくのか、それとも、それ以外の分野で、マイナンバーを広げるのと別の番号を使うのと併用していくのかというのは、今後の法律によって変わってくると思います。

ただ、現在、医療情報は別の番号でやろうという議論がむしろ多数を占めていて、その理由として考えられているのは、身体情報というのは金銭情報よりもより機微性が高い。従って、別の番号を使った方がいいのではないかと。むしろ完全に見えないID的なものにするということも考えられるのではないかと思います。

では、この先、ほかの行政分野はどうなるかというのはこれからの議論とは思いますが。それはただ、ここから先は政府の見解というよりは、番号を担当してきた者として考えられそうな想定は、多分、このマイナンバーというのは市町村番号になっていく可能性が高いなと。だから、市町村の分野については多分マイナンバーが使われていくであろう。一方で、民間とかの連携している話というのは、必ずしも見える番号を使う必要はないので、むしろ見えない番号の情報連携になっていく可能性が高いというふうに想定しています。

桑原 毅：ありがとうございました。

そのほか、ご発言、ご意見でもご質問でも結構ですけれども。

質問者①：すみません、最初に質問いたしました●●と申します。再度申し訳ございません。

ちょっと私の質問の意図が正しく向井審議官の方に伝わってなかったかと思って、再度質問させていただきたいんですけども、最初の個人番号を振られた段階で顔写真が当然必要なので、申請書なりと一緒に発送して申請してもらおうという話があったと思うんですけども、結局、郵送しても届かなかった人というのは一定割合でいると思うんです。そういう方に対しては、発報されたことすら知らないということになると思うんです。そういう方に対する手だてをどうするのかということを知りたいんです。

あともう1点、顔写真の話があったので、これは別件なんですけれども、顔写真をつけるということは、有効期限を何年かに一度設けるということだと思っております、それはどれぐらいの期間、変な話、自分で申請しないとできないということになってくるので、それこそ住基ネットと一緒に、なかなか利用者側がメリットを感じられなければそれは更新しなくて失効していったら、住基カードと同じように使われないという一途をたどるのではないかなというのをちょっと危惧しておるんです。以上です。

桑原 毅：かなり具体的なお質問でした。

向井治紀：確かに郵送しても届かない、要するに現住所地、住民票のあるところにいらっやらない方はかなり多数見込まれると思います。それにつきましてはできるだけ追跡して、そこも市町村の現場との兼ね合いになってくると思うんですけども、そういう意味では、具体的にどうするかというのは、まさに今後、いろんな市町村、全国町村会、全国市長会等との協議が必要だと思っておりますけれども、できる範囲で追跡したいなと思っております。ただ、なかなか、かなりの人数が上がる可能性はあると思っております。その辺は何か名案があったら、むしろ現場のほうから教えていただきたいという感じがいたします。

それから有効期限につきましては、5年になる可能性が高いと思っております。ただ、子供なんかはどうするのかというのは別途議論が、小さい子供の方だと、5年たったら変

わるというのもあると思いますので、どうするのかというのはございます。

それから、個人番号カードも、結局メリットがないと住基カードと同様になるのではないかというのはおっしゃるとおりだと思います。ただ、結構対面の関係で、番号を確認する場面というのは税の分野でかなりいろんな場面で、例えばサラリーマンの方でも、講演すると講演料の源泉徴収というのは起こりますので、そういう場面では番号と本人を確認できるものは必要ですので、そうすると、いつまでも仮カードプラス免許証というわけにはいかなくなると思います。

それから、ログイン手段としても、カードとリーダーというのは、ITの技術者の方に言わせると、時代遅れになる可能性が高いとおっしゃる方も多いんですけども、当面は手段として十分便利なものだと思っておりますので、そういうことを考えると、住基カードみたいなことにはならないのではないかというふうに思っておりますし、そうならないように努力していく必要があると思っております。

桑原 毅：この他どうでしょうか。今日は皆さん、開会式疲れなのか、質問が余り出ないんですけども。

質問者③：すみません、先ほどの質問で肝心なことをちょっと忘れてしまったんですけども、問題は、番号が付かなかった人に対する救済措置を聞いたかったんですけども、それを一言言うのを忘れてしまって。結局、番号が付かないと、社会保障だとかいろんな分野でサービスを受けられなくなる可能性があると思うんですね。その辺のところを政府はどういうふうに対応しようとしているのか。今は住民票がなくても、市町村のほうで様々な工夫をして住民サービスをやっていますよね。DVで逃げてきた人だとか、いろんな原因で住民票がない、ホームレスの人も含めてですね。そういうところで、今後、番号がないことによってやっぱり落ちこぼれていくのではないか。それをどう救うということを考えていらっしゃるのかというあたりを聞かせていただきたい。それを聞いたかったのに言い忘れました、どうもすみません。

峰崎直樹：先ほどのご質問に関連して、先日、佐賀でシンポジウムに出たときに、参加者

の地方公務員の方から、地デジ対応で全家庭に地デジ、あるいはチューナーも入れるときには、まさに人海戦術をやりましたと仰っていました。なるほどなと感じたので、先ほどのお話にちょっと付加をさせていただきたいと思います。

また、番号がなくなった場合に関しては、これから、どうしても自分が生活する以上番号が必要になってくると考えられます。例えば給料をもらうとか、普通のサラリーマンであれば必ず番号を使わないと、いわゆる自分が源泉徴収はこれだけですよということが出せません。つまり、様々なときにやはり番号確認といったことが必ず出てくる。例えば、アメリカでも預金通帳を作るためにはソーシャルセキュリティーナンバーが要るんですよということになっている。そうすると、自分が預金通帳を作ろうとしたときに、あるいはそこで生活する上で番号を必要とするときに直面したら、必ず私の番号はどこでどうしたらいいんだというのがどこかで声が上がってくるのではないかなと。国民の側から、ある意味では私の番号はどうしてくれるんだという声が上がるようになるのではないだろうかというのが一つです。

あとの問題は向井さんの方から具体的に。それでも難しい場合はどういう形になるんだろうかというのを専門家のほうから答えを出していついていただきたい。

向井治紀：確かに番号制度というのは、例えばホームレスの方ですとか、不法滞在者もあるんだとは思いますが、そういう部分について、あるいは、例えばDVなんかで逃げられる方もあるだろうと。そういう場合に、まず、では、番号がないからといって一切の福祉給付はやりませんということにはやっぱりならないだろうと。原則は、給付をもちろんいたしますが、番号も持っていただくという方向に持っていくのが望ましいやり方だろうと。ただ、DVなんかの場合は、番号を持つことによって逃げている相手に住所がわかるということのないように、例えば法定代理ですと、子供の情報を見ることによって追いかけるということが可能になってしまう危険性がありますので、それらについてきめ細かな配慮が必要なのではないかなとは思っております。ただ、番号がないということをもって福祉給付は一切受けられないということには絶対ならないとは思っております。

桑原 毅：お願いします。左の方。

質問者④：●●と申します。

テクニカルな部分については余りよくわからないんですけれども、政治家は今日はいらっしゃいませんけれども、特に今、政治に対して物を言いたいことなんですけれども、恐らくお盆を中心に前後で税一体改革は国会を通ると思います。したがって、マイナンバー法も通ると思うんですけれども、私が危惧しているのは、今、日本は皆年金、皆保険という建前になっておるんですけれども、実は無保険の方が随分いらっしゃいます。徴収も年金に至っては非常に徴収が6割下がって50%ぐらいですか。それと、国民健康保険料も10%を割るというような状況がずっと続いております。従って、給付の拡大とともに未加入の方をきちっと把握して加入してもらおう。

今までは、介護にしたって、社会保険制度というのは家庭と企業に非常におんぶにだっこということであったんですけれども、今度はマイナンバーで、国民がすべて丸裸で税を払うのだとすれば、国に対して、言うことがちょっと大きくなってきたんですが、例えば、今、失われた10年とか、あるいは対外的にもヨーロッパ、ギリシャを端に発した財政危機、金融危機というようなことで、日本がまた失われて、年金もすべて含めて、我々が納めた税、保険料が失って、きちっともらえるのかどうか。一応我々が一生懸命働いた部分については、税として政府に預けている金は、弁護士の結城先生が反対の立場をおっしゃいましたけれども、場合によっては入らないという国民が多いということは、安心、安全、信頼していないということの証だと思うんですよ。これをまず知った上で、マイナンバーということでは遅いのかなという気がいたします。

もしこれからいろんな面で失われた日本、世界的にいろいろとありますけれども、国に対して損害賠償ということで返してくれるかどうかというようなことも考えていました。そういう私の気持ちをお伝えしたいということでございますので、お答えいただいたらありがたいかなと思います。以上です。

桑原 毅：ありがとうございます。この点につきましては、今はバッジを外されていますけれども、この間まで参議院議員でございまして、現在、毎日、官邸にある事務所にお勤

めの峰崎さん、お願いいたします。

峰崎直樹：私も政治家の端くれをやっておりまして、2年前まで参議院議員として3期18年あって、今はこういう形で仕事をさせていただいています。ご指摘のあった点、国民年金の加入率が非常に低いままになっていると。この背景にはいろんな問題がたくさん凝縮されてあると思うんですが、私はやはりその中で、マスコミの方々を中心にして、年金制度の不信感みたいなものを煽るといったら変ですけども、強調されています。これをよく見ると、一つは、かつて市町村が事務をやっていたときには意外にまだ高かったのが、いわゆる国の事務だということで国がやるようになってがくっと落ちてしまったという、そういう一つの制度的な問題があります。また、2号保険者あるいは3号保険者というのはいいんですけども、本来ならば学生さんだとか、低所得でなかなか払えない、あるいはある意味では免除してもらうことができるとか、そういう意味でいうと、数字的には非常に低く表れているように見えているけれども、実は一皮むいてみると、なるほどな、こういう人だったらなかなか払えないな、というような人も結構実は出てきているんです。

そのときに、実は減額だとか、あるいは免除だとか、そういう制度をしっかりとしておられれば、もう少し対応の仕方があるのではないかなということがある。さらに、私は、これは私の属している政党、かつて民主党の中では、一時期、年金はこのままいったら破綻するのではないのかという意見が非常に強かった。特に国民年金が。それは未納や未加入の人が増えているからそうなるんだという言い方だったんですが、実は年金制度そのものを見ると、社会保障国民会議というものがかつてあったときに、未納、未加入が増えることによって年金制度は破綻するかということを実は論証したのですが、これは破綻しないことが明らかとなった。ただ、未納や未加入の方々は将来年金がもらえなくなるということで、実は年金会計の中からは独立してしまうと、こういうことだったんです。

ところが、それを分らないままに、私自身の反省も含めて言えば、私は2004年の参議院選挙のときには年金問題を追及しました。そのときに、国民年金はもう破綻しているのではないのかとか、そういう表現を使ったことがあるんです。だけれども、もう一回私が正確にそこを見ると、2004年の年金改正以下、進めていることは、年金が未納、未加入があれば破綻するのではなくて、もらえなくなる人が増えるということです。これはもっと

言えば生活保護だとか、そういうところに今度は大きな問題が起きるわけですが、本来払っておけばいいのにな、あるいは2分の1の減額だとか、4分の3免除だとか、そういうところの適用を受けておけば、この方は将来年金をもらえるのになという方々にも、もしかすると年金はもらえなくなるというような、若い方に最近、世代感の格差も含めて宣伝することが強くございまして、結果としてそうした方々が未納・未加入となり、年金が受け取れなくなってしまう。本当に年金の制度というものの仕組みをしっかりと理解して、そしてこういう議論を進めていかなければいけないのではないかなと。

そういう意味では、政治家の中でというか、ある程度、過去の言動の中には、そういうことで国民の皆さん方に不信感を植えつけた時期があったのかなと、これは私自身の反省でもあるんですけれども、そういう意味で、今の方が仰るように、低所得で入れないという方に対する対応の仕方と、本当のことが十分理解されないままに、いや、どうせもらえないなら払わない方がいいやというように入っておられるような方がおられたら、その方々にはきちんと丁寧に我々も教育というか、情報を提供するということが必要なのではないかなと。私自身は今そういう思いでいるんです。

桑原 毅：ありがとうございました。

他にご質問を希望される方。右手の。

質問者⑤：●●といいます。一市民でございます。

一つ、二つ。法案上程後、行政、向井さんも含めてですけれども、それ以前とそれ以降と、この共通番号制の利用目的の説明ががらりと変わったという印象を受けます。これはツールだからこんなものだと言わんばかりですけれども、昨年までのシンポなんかでは、いろいろ聞いておりますけれども、もういいことだらけ。ところが、上程後は、これは道具だからということで非常に範囲が狭い説明しかされておられませんし、それ以前になかったようなことが、先ほど峰崎さんが、仙台市長から防災の問題を言われて、これにも使えるようにということが法に盛り込まれたと言われましたけれども、それでは、警察とか税務署から情報提供することは、これはそれ以前はなかったんですけれども、この辺の説明

は今日はされないんですか。警察から言われたから、税務署から言われたから、それにも利用できるようにしたということは言われないんですか。

とりあえず今の点だけお願いします。

峰崎直樹：これは、私は実は新聞で、奥山仙台市長が、経済同友会の長谷川代表幹事と番号制度が必要だとお話なさっていることを見て、それで確か去年、大震災が終わった後の5月ぐらいだったと思うんですけども、出向いて行って、奥山さんから、ぜひ番号制度は災害のときにも使えるようにしてほしいという要請があり、これは政府としても、日本というのは災害列島で、いつ、どこで起きるか分からないので、この点について災害にも使えるようにしようということで新たに入れたわけです。

税務署とかそういうところは何なのという点ですが、かつて日本が納税者番号とか、あるいはグリーンカードとか、いろいろ公平な税制を作るために番号を入れてきちんと管理しましょうということと言われていたんですよ。ですから、それは私自身も、実は参議院議員としての3期18年間、ほとんど税の問題に携わってまいりましたから、やはり公平な税制というのが何よりも必要だというときに、番号を入れたら全部完璧に公平になるということは私は申し上げませんが、できる限り公平なものになっていくようなツールというものを作らなければいけないねということで私たちは進めているわけでありまして、先ほど、法案を上程する前は何でもできるようなことを言っていて、法案を出して以降は大分変わってきたねというご指摘ですが、私どもはずっとマイナンバーの全国のシンポジウムをやっているんですけども、余り考え方を変えたつもりはありません。我々は、できることとできないことがあると説明しており、そしてできることも、こういうことを注意しなければいけない、ということについては、余り大きな変化をしたというふうには考えておりません。もしそういうふうに使われているとすると、法案の提出以降は、法案を出している以上は、法案をベースにして我々は説明しているということがあるのは間違いないと思います。けれども、できる、できないとか、そういったことについては、将来にこういう問題については検討しましょうなどということとは、先ほど向井審議官の方からあったように、例えば民間の利用だとか、センシティブな情報はどうするかとか、そういったことについてはある意味ではしっかりと先に送っていることはありますけれども、

そういった点についての基本は大きな変化はないんだというふうに考えております。

桑原 毅：ありがとうございました。

向井治紀：若干補足いたします。法案上程前は、どうしても制度全般についての説明がやや重点的になるのに対して、法案上程後については法案の説明が中心になるというのはどうしてもそうなりますので、どうしても現に法案に書かれていることと将来できることの中身においては、法案前は将来のことも含めて話していることが多かったのかなという気はいたします。そういう意味では、変えていっているつもりはありません。

それから、警察と税務署の話は、それは多分警察の捜査、それから税務署の調査においては、マイナンバー法の情報の提供制限の除外がなされている。これはそれだけではなくて、国勢調査とかいろんな似たような場面でありますけれども、それはマイナンバー法特有の問題ではなくて、要するに個人情報保護法全体の体系の中でそういうのは適用除外になっているというものの平仄を合わせたものであります。

桑原 毅：ありがとうございました。

お手がさっき挙がっていませんでしたか。右の方。

質問者⑥：先ほどの件ですけれども、法案上程前は国民の利便性を非常に強調されておりました。法案上程後は、いろいろ聞きますと、これはあくまでも行政効率化の国民監視、管理のためのツールであるということを正直な峰崎さんはおっしゃっていますね。

それと、先ほど向井さんの言われた警察の捜査、税務署の税務調査、何だかんだと言われましたけれども、では、これはあくまでもマイ・ポータルで自分の情報について知ることができるのでしょうか。ちょっとお答えください。

桑原 毅：マイ・ポータルで警察の照会があったかどうか分かるかというお話ですね。

向井治紀 それはアクセスログの情報提供のそこも例外になっています。

桑原 毅：できないということですね。

他にフロアの方でご質問はありませんですか。ご意見も。真ん中の女性の方。

質問者⑦：すみません、私は、この法律については不要というふうに思っております。それで、先ほど説明のときにおっしゃいましたが、消えた年金とか、消えた老人というふうにおっしゃいましたけれども、では、マイナンバーができれば、今、消えた年金と言われたことが解決するのか、それは解決しないというふうに思います。それから、社会保障と税の一体改革というふうに言われましたけれども、今、国で社会保障ということで法律が突然出まして、そこで議論されているのは、社会保障の考え方を根本から変えて、自助、自立、共助、それを基本にするということの法律が出ている中で、そういうことを決めようとしている中で社会保障と税の一体改革の中に位置づけられるということになりますと、本当に国がそもそも信頼できない。信頼できないということが広く行き渡るのではないかなというふうに思っています。

先ほどホームレスの話とか、DVで逃げておられる方の話の中で、番号がなかったら社会保障が受けられないということはないというふうにおっしゃいました。当たり前のことだと思うんですけれども、別に番号がなくても、今、社会保障をやっているわけですから、地方自治体の現場ですとか、福祉事務所の現場でその人の情報をよく聞いて、事情を聞いた中で一つ一つの社会保障に手を打っていくというのがあり方だというふうに思いますし、この人はこうだから、税情報とか、保険料を払っているからできるとかできないとかということにもなっていくますと、本当に必要な人に必要な社会保障というのが打っていけるのかということになりますと、それは本当に逆に侵害されるということになりかねない。

今でも、税理士の方がいらっしゃいますけれども、本当に営業がすごく大変で、もうかつかつの営業をされていて、国民健康保険料が、払わなければいけないけれども、払えないという方がたくさんいらっしゃると思うんですけれども、そういう方が今入院したとき

に使える制度とか、通院のときに使える制度というのが、保険料を払っていないから使えませんよということはあるんですよね。本当に必要な人というのは、推進本部の最初に出された説明の1ページに、より正確な所得把握が可能で、社会保障や税の給付と負担の公平化が図られるというのが一番最初に書いてありますが、給付と負担の公平化という言い方の中に、ちゃんと払っている人は使えるけれども、払えない人は使えないというふうな使われ方がもしされるとすれば——今こういうことを言うと、そういうことはしませんとおっしゃると思いますけれども、実際にはそういうことはたくさん行われていますし、そういうことがより一層進むということにならないようにしようと思えば、本当にマンツーマン、人の社会保障、社会福祉の人が行うということの原点に立って考えていただきたいというふうに思います。

桑原 毅：かなり根底的なところでお声がありました。

峰崎直樹：私の先ほど来の消えた年金記録、消えた老人の問題について、もしマイナンバー制度が年金に適用されてずっと最初からあったら、私はああいう問題は起きていないと思います。私は、1942年に厚生年金の前身である戦争中に作った法律ができていますが、42年、43年のデータを東京の白山という社会保険事務所に見に行ったことがあるんです。もう茶色い色をして、名前が何て書いてあるかという、屋号が書いてあって、どこどこ会社に従業員の名前が上から順番に書いてあります。生年月日はもちろん入っているんですけども、誰の誰べえという振り仮名が振っていない。そうすると、日本の言葉というのは、ユウコと読むのか、ヒロコと読むのかが全くわからない。それを後に1回片仮名に変換している。片仮名に変換して、またコンピューターに入れるということで、どのデータが誰のものか分からなくなっている。本当に番号によって管理されていないために、実はああいった問題が起きてきております。

ですから、今度は、いわゆる4情報に基づいて、住基ネットの番号に基づいて、その番号を含めて、それと連動させながら、年金はもちろん年金番号があるわけですけども、そういう唯一無二の番号というものをきちっと把握しておかないと、実はこういう問題が起きるということだと私は思います。そういう点では、番号が入ってくると、こういう状態というのは私はなくなるというふうに申し上げていいのではないかなというふうに思い

ます。

もう一つは社会保障の考え方で、私は自助、公助、共助という話なんだと思いますが、私の考え方というのは、まさに社会保障で、先ほどおっしゃられた中で給付と負担の関係というのは、これは保険原理なんですね。つまり、年金保険、医療保険、介護保険、この保険に入っている人は保険の中でちゃんと守られる。保険に入っていないと、実はこれは保険に入っていない人の権利というのはそこでは守られませんので、当然それはその他の福祉給付になるわけですね。だから、そういう意味で、負担と給付の関係はきちんとしていなければいけませんよねというのは、私はそれはある意味では、保険という考え方からすると、社会保障の今一番の中枢をなしているのはやっぱり保険ですから、医療、年金、介護。そういったものを含めて、そこは負担と給付の関係がきちんと連動しているところではないかなと。保険制度というのはもともとそういうものではないかなというふうに思っています。

では、保険から離れて入れなかった人、低所得の人はどうするんだといったら、それは税で公助の世界でそれをどのように救済していくのかという問題は当然社会保障の中に入ってくるのではないかな。保険と、それから税で負担する社会福祉給付のところは余り厳密に分けないほうがいいよというふうに言われるかもしれませんが、そのところを分けておかないと、皆さん方で自分はもう保険料をしっかりと払ってきたのに、払わない人が同じようにもらえるようになったら困りますよねということは当然出てきます。

3号被保険者の問題で、この間、実は今の政権でもちょっとやや問題を起こしたわけですが、長妻厚生労働大臣がこの間も反省していますということをおっしゃっていましたけれども、そこはきちんと保険と税で対応する部分というのは分けておいた方がいいのではないかなと思います。

桑原 毅：ありがとうございました。会場からもたくさんのご発言、ご質問をありがとうございました。

それでは、そろそろ時間が近づいております。会場の皆様のご意見、ご指摘を踏まえ

て、最後にパネルの方、お1人ずつからまとめのご発言をいただきたいと思います。中村様から順番にお願いいたします。

中村伊知哉：ありがとうございます。いろんな質疑をお聞きしておりまして、結局、私はまだよく分かっていません。ただ、お聞きしていて二つわかったことがあります。一つは、これは相当自分たちの問題だということ。もう一つは、まだまだ語られていない課題というのがあるんだなということでもあります。ただ、本格的な制度化はこれからだということもお聞きしました。ですから、この場のような多角的な議論というのが引き続き大事なんだと思います。皆様もより関心を持っていただければと思います。ただ、思うに、こういう場にお運びになる皆さんは心配ないわけですね。ぜひとも、お帰りになってから身の回りの方に、マイナンバーのことを知っているか、大事な話やでということをお伝えいただければと思います。どうもありがとうございました。

桑原 毅：ありがとうございました。

続きまして、弁護士の結城様、お願いします。

結城圭一：結城です。マイナンバーは要らないという立場から、かなりこの場では劣勢といえますか、少数派なんですけれども、先ほど向井審議官のほうからも出ていました医療情報については別番号を考えて情報連携ができるんだというような話をされていました。とすれば、そもそもマイナンバーはなくても情報連携ができるんだったら要らんのちゃうのかというような素朴な疑問が出てきます。

個々に、消えた年金の問題についても、年金番号がついているとおっしゃられていましたけれども、年金は年金でそういう管理をしておけば、消えた年金の分も、そのときはカバーできたのではないかと。私も先ほど言いましたけれども、個々の行政分野において番号でその人に管理をしていくということは別にそこは積極的に反対するわけではありません。情報連携をするに当たって、見える、マイナンバーが要るのか要らないのか。見えない番号でうまく具合にやっているオーストリアのセクトラルモデルというものがあります。

正直、私は実際オーストリアに行っているいろんなところに話を聞いて、ああ、よくできているなと思いました。それを参考にして政府は作っているのかなと思うと、どうやらちょっと違うなと。情報連携は電子政府の実現のためには要ることだとは思いますが、現状、今考えられているマイナンバーのシステムでは問題があるのではないかと。引き続きいろんなところで反対していますということを私はちょっと言っていきたいと思います。以上です。

桑原 毅：ありがとうございました。

続きまして、京都経済同友会の田辺様。

田辺親男：いろいろな意見をありがとうございました。私の立場からは、番号制度は電子政府推進、それから行政コスト削減、国民の利便性向上のためには絶対必要不可欠だと思いますが、これが1点であります。

2点目は、今の政府のモデルそのものでこの話をまず導入した後は、道州制を導入して、目の見える関係で福祉、それから介護も含めて解決していかないと、こういう制度設計だけですべてを解決するのは不可能だというふうに考えております。以上です。

桑原 毅：ありがとうございました。

続きまして、税理士の近江様、お願いします。

近江清秀：冒頭申し上げましたが、基本的には賛成なんですけれども、数多くの注文をさせていただきました。特に税務の分野につきましては、番号を導入したからといって所得を正確に把握できるわけではないという根本的な問題も含んだままです。ですから、番号制度を導入するに当たっては、税務の分野とそれから社会保障の一部の分野に限定した上で小さく始めていただいて、そこに含まれる多くの問題を解決しながら徐々に発展させていくという方向が大事だと思います。以上です。

桑原 毅：ありがとうございました。

峰崎様。

峰崎直樹：冒頭、中村さんの方から、情報量が30倍増えているんだけど、怖い面もありますよねと。その声が日本では特に強いんですね、という話があったときに、実はこのマイナンバー制度の国民シンポジウムを一番最初に東京でやったときに、評論家の田中直毅先生が、実はドイツと日本というのが、戦後ずっとこの番号に対して非常に遅れていると、それはやっぱりナチスドイツの番号に対する国民の嫌悪感というのがあったのではないかと。日本もそういう意味で、国に対する信頼というか、過去の長い歴史的な蓄積みたいなもので案外遅れているとか、怖いという意見が日本は特に強いというのは、特に行政側でやっていることにに対して国民の皆さん方がまだなかなか信頼できないぞという声が強いのということが一つの要因なのかなということをつくづく思いながら、やっぱり日本の政治、あるいは政府に対する信頼をどう高めていくかということがこれからの課題だなということを改めて痛感させていただきました。

桑原 毅：ありがとうございました。

最後に向井様。

向井治紀：いろいろなご意見をありがとうございました。この制度はこれからもまだまだ論点は多いと思いますし、さらに将来のあり方についてもさらに論点は多いと思います。皆様の意見を参考にしながら進めてまいりたいと思います。どうもありがとうございました。

桑原 毅：ありがとうございました。本日は活発な議論をありがとうございました。では、この辺でマイクをお返しいたします。

司会：皆様、お疲れさまでございました。

それでは、最後になりますが、峰崎直樹内閣官房参与から皆様にご挨拶を申し上げます。

（７）閉会挨拶

峰崎直樹：本日は本当にありがとうございました。また、桑原さんには、こうしてコーディネーターとして滋賀に続いてまたやっていただきまして、パネリストの皆さん方も東京からおいでいただきまして本当にありがとうございました。

本来ならば、担当大臣は古川元久国家戦略担当大臣でございます。どうしても今日は来られませんので、代わりにご挨拶をさせていただきますが、本当に今、社会保障・税一体改革の審議が参議院で始まりました。皆さん方もテレビ中継などでご覧になって、そちらは注目が当たるんですけども、実は全部裏に番号制度が入るとというのがかなり大きなウェイトを占めてくる。つまり、社会保障というのは所得の把握が必要だし、そういったものをきちんと把握できないと、なかなか公平公正な社会は難しいなと。

特に将来的には、税財源が非常に乏しい中をどのように国民の皆さん方に信頼していただけるような、そんな社会保障を作っていかなければならない。そのためにこの番号は必要なんだよと、こんな思いを実は私自身は持っているわけでありましてけれども、ぜひ、先ほどお話があったように、国民の皆さん方が地域に帰られても、あるいは職場におかれても、このマイナンバーというのはなかなか重要なんだよと、しっかりと我々も監視、注目しながらいこうねと、こういうことを思っていたいて、我々はできる限り今度の国会で成立に向けて頑張るように努力していきたいなというふうに思っていますので、引き続いてのまたご支援、ご指導を心からお願い申し上げまして、お礼のご挨拶にかえます。本日はありがとうございました。

司会：それでは、ここで、パネリスト並びにコーディネーターの皆様にはご降壇いただきます。皆様からもう一度大きな拍手をお送りください。本日は本当にありがとうございました。お疲れさまでございました。

なお、本シンポジウムの模様でございますが、8月中旬の京都新聞の朝刊に掲載を予定

しておりますので、またご覧いただければと思います。

以上をもちまして今日のシンポジウムはすべてプログラムを終了とさせていただきます。

お帰りの際には、皆様に今日お渡しいたしましたアンケート用紙に、皆様のご意見、ご感想など忌憚のないところをたくさんたくさんお書きいただいて、もしくはスタッフ、または出口の回収箱のほうにお渡しいただければと思います。その際に皆様の参加プレートを必ずお返しいただければと思います。

今日は本当に長時間にわたりましてありがとうございました。お疲れさまでした。お忘れ物などなきよう、お気をつけてお帰りください。ありがとうございました。